

令和4年2月24日

安曇野市教育委員会

令和4年2月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 4 年 2 月 24 日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)矢花幸恵

タイトル	有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市教育委員会に対して、有明高原寮長より有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦依頼があったので、委員の選任について協議
説明	<p>1 有明高原寮視察委員会委員の推薦依頼について</p> <p>(1) 推薦依頼者 有明高原寮長 佐野 雅之</p> <p>(2) 推薦人数 安曇野市教育委員会委員より 1 人</p> <p>(3) 推薦期限 令和 4 年 2 月 日</p> <p>(4) 任期 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日</p> <p>(5) 根拠</p> <p>平成 26 年の少年院法改正により、社会に開かれた施設運営推進を図り、施設運営の透明性を確保するため、少年院視察委員会の設置について定められました。全ての少年院に視察委員会が設置され、7 名以内（有明高原寮視察委員会委員は 4 名）の有識者で構成されています。</p> <p>委員は、少年院を視察し、その運営に関する意見を述べ、それらの意見を受けて施設長が講じた措置の概要を公表することとされています。</p> <p>2 現在の有明高原寮視察委員会委員の職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士 1 名 ・ 安曇野市教育委員会委員 1 名 ・ 医師 1 名 ・ 地元代表 1 名

議案第 2 号	教育部 学校教育課
令和 4 年 2 月 24 日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)中田 吉成

タイトル	安曇野市教育委員会防災要綱の廃止について
決定を要する事項の内容	要綱の廃止
要旨	安曇野市教育委員会が所管する施設の防火管理事務は、現状消防法等の規定に基づき適正に管理・運用しているため廃止したい。
説明	<p>1. 廃止理由</p> <p>(1) 各施設の防火管理、防火設備管理については、消防法及び同法施行令、施行規則において規定されている。(資料 1)</p> <p>(2) 施設により、規模や用途が異なっており、防火管理においては各施設で法に基づきルール(防災計画、消防計画、避難計画等)を定めている。</p> <p>(3) 市長部局で管理している施設においても消防法の規定に基づき管理しており、要綱の定めはありません。</p> <p>資料 1 安曇野市教育委員会防災要綱廃止根拠 資料 2 安曇野市教育委員会防災要綱 資料 3 対象施設管理状況</p>

「要綱」と「要領」の取り扱い

資料 1

要綱	事務手続きの基準	告示	その事項について広く一般市民に周知が必要なもの(不特定多数への補助金、公募等)	要 教育委員会審議を要す 総務課等の関係課合議が必要 (例規集掲載)※法的拘束力なし
		訓令	内部事務について、指揮監督のための命令として発せられるもの(全部署が関わる事務規定、表彰規定など)	
要領	事務手続きの基準	—	内部事務について、単に明文化したもの(特定団体への補助金、課内事務等)	教育長専決、例規集掲載なし、※法的拘束力なし

安曇野市教育委員会防災要綱廃止根拠

条		廃止根拠	備考
第1条	目的	・市教育委員会所管施設であっても、市の公共施設であることから安曇野市においても同様の要綱の必要があると思われるが策定されていない。教育委員会所管施設だけ要綱で定する必要はない。	
第2条	対象施設	・別表施設は、要綱制定時から見直しがされていない。 (廃止施設や、指定管理施設あり)	
第3条から第6条	防火管理者届出予防	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条(対象施設の指定及び防火管理者設置、消防計画の作成及び届出について) ・消防法第17条(消防設備、防火対象物) ・消防法施行令第1条の2(防火管理者を定めなければならない防火対象) ・消防法施行令第3条(防火管理者) ・消防法施行令第4条(自衛消防組織) ・消防法施行令第6条(防火対象物) ・消防法施行令第7条(消防用設備) ・消防法施行令第35条(消防用設備点検義務) 	
第7条	火元責任者	・「火元責任者」の設置について法律上の規定はなく、設置義務ありません。設置していない施設あり。	
第8条	自主点検検査員	・「自主点検検査員」の設置についても法律上の規定なし。現状運用している施設はありません。各施設の消防計画等に従い点検業務実施。	
第9条	消防用設備点検	・消防法施行令第35条及び消防法施行規則第3条及び第4条の2の4により、年2回以上の点検及び消防署への届出が規定されている。	
第10条から第13条	防火管理上の遵守事項	・別表に掲げた施設については、用途や規模がそれぞれ異なっており、各施設で管理規定やルールを制定するべきであり、教育委員会で統一した管理規定を有するする必要はないことから、対象施設については、防火管理に係る消防計画の作成及び、各施設で個別規定を作成されていけば問題ない。	
第14条	地震時の措置	・火災及び災害発生時の対応については、施設の規模や用途また、施設の立地等により、火災や地震だけではなく、土砂災害や暴風雨などの災害の想定もされることから、施設ごとに消防計画や避難計画を策定し運用すべき。	
第15条から第16条	別表	・防火管理者行う防災教育及び防災訓練などについては、消防法第8条に定めた防災計画において計画内に実施について標記するよう定められているため、別に要綱に定める必要はない。	

安曇野市教育委員会防災要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 予防管理対策（第 6 条—第 9 条）
- 第 3 章 火災予防措置（第10条—第12条）
- 第 4 章 震災予防等の対策（第13条・第14条）
- 第 5 章 防災教育及び訓練（第15条—第18条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、安曇野市教育委員会が管理する公共施設の防災管理業務について必要な事項を定め、火災、地震等の災害に関し、人命の安全確保及び被害の防止を図ることを目的とする。

（対象施設）

第 2 条 この要綱の対象となる公共施設は、別表のとおりとする。

（防護団）

第 3 条 公共施設に非常災害が生じた場合、被害を最小限度にとどめ、防災体制を整えるため、公共施設に勤務する職員により安曇野市教育委員会防護団（以下「防護団」という。）を組織する。

2 防護団は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）による自衛消防隊を兼ねるものとする。

3 防護団の任務は、災害の予防及び発生時の対応に当たるものとする。また、任務の分担は、防火管理者が年度当初に定める防災計画による。

（防火管理者の任務）

第 4 条 防火管理者は、安曇野市教育委員会が任命し、次の任務を行う。

- (1) 防災計画（毎年度）の立案と周知徹底
- (2) 防災訓練（総合及び部分）の計画と実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防設備等の点検実施とその指導監督
- (4) 火気の使用及び取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権限者への助言及び報告
- (7) その他防火管理上必要な業務

（消防機関への届出及び報告）

第 5 条 防火管理者は、次の業務について消防機関への届出又は報告を行うものとする。

- (1) 防災計画（法による消防計画を含む。）の届出（防火管理者の変更時及び改正の都度）

- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 防護団の訓練時における指導の要請
- (5) その他防火管理者についての必要な事項

第2章 予防管理対策

(火災予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、公共施設の防火管理者（以下「防火管理者」という。）は火元責任者を定め、管理を依頼する。

2 防火管理者は、建物、火気使用設備、電気設備、危険物施設、消防用設備等の機能を適性に維持するため点検検査を行う自主点検検査員を定め、点検を依頼する。

(火元責任者の任務)

第7条 火元責任者は、次の任務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物の火気管理及び火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (3) 防火管理者の補佐

(自主点検検査員の任務)

第8条 自主点検検査員は、次の任務を行うものとする。

- (1) 消防用設備等について別に定める点検表に基づき、点検を実施し、その結果を防火管理者に報告する。
- (2) 建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等は、別に定める検査表に基づき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告する。

2 防火管理者は、年度当初に自主点検検査の実施時期を定めなければならない。

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、自主点検検査の結果を防火対象物維持台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、1年に1回管理権限者及び消防署長に報告しなければならない。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 建物等の改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項

2 演劇又は歌謡ショー等の催物を行う者は、次に掲げる事項について報告しなければならない。

- (1) 催物の内容及び規模の内容
- (2) 予想入場人員

- (3) 火気等を使用する場合の火気取扱責任者
- (4) 喫煙管理及び火気管理の徹底方法
- (5) 火災等の災害発生時における観客及び出演者の避難誘導員
- (6) その他防火管理者の指示する事項
(職員の遵守事項)

第11条 公共施設に勤務するすべての職員は、日常業務を通じて各種の災害を防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防用設備周辺、階段、通路、ロビー、ホール等には、避難に支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備周辺には装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関（119番）に通報するとともに、防火管理者に連絡し、防災計画に定める防護団の任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。
(火気使用の遵守事項)

第12条 火気等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用室内は、常に整理整頓をしておくこと。
- (2) 火気使用器具は、使用前及び使用後は必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 工事を行うものは、火気の管理について防火管理者の指示を受けるとともに、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。
- (4) 終業時には、吸い殻等を指定場所へ集めること。

第4章 震災予防等の対策

(震災予防)

第13条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、第6条に定めるもののほか次に掲げる点検を行わなければならない。

- (1) 建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠、壁等）並びに陳列物件の倒壊、転倒及び落下の有無
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況
- (3) 危険物施設における危険物品等の転落落下等の有無
(地震時の措置)

第14条 地震が発生したときは、次に掲げる措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火に当たる。
- (2) 防火管理者は、館内放送等により被害状況を全職員に把握させるとともに、必要な事項を指示する。
- (3) 防火管理者は、関係機関（消防署等）から情報を積極的に収集する。
- (4) 避難の際、逃げ遅れた者が出たときは、全職員が救助に当たる。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期及び内容)

第15条 防火管理者が行う防災教育は、次のとおりとする。

実施時期及び内容	実施時期	教育の内容
対象者		
全職員	4月 9月	1 防災計画の周知徹底 2 火災等の災害予防上の遵守事項
新人職員	その都度	3 職員各自の任務及び責任の周知徹底 4 震災対策に関する基本的事項 5 その他災害予防上必要な事項

(防災訓練の実施時期及び内容)

第16条 防火管理者が行う防災訓練は、次のとおりとする。

種別	実施時期	訓練の内容
総合訓練	11月	消火、通報及び避難誘導を主体とした総合的な訓練の実施 必要と認める場合は消防機関への指導要請
消火訓練	5月	消火器具の取扱いの習熟を図り、初期消火訓練の実施
通報訓練	5月	消防機関（119番）への通報及び火災発生時の連絡体制を図る。
部分訓練	避難、搬出、 訓練及び救護	5月 避難器具の取扱いの習熟と避難誘導訓練の実施 搬出場所の確認及び重要に応じた物品の搬出訓練の実施 救急用品の確認及び負傷者等の応急措置の習熟訓練の実施

(訓練実施の通知)

第17条 防火管理者は、防火訓練を実施する場合には、消防署に通知するものとする。

(適用範囲)

第18条 この要綱は、公共施設に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

豊科公民館
豊科福祉センター
豊科図書館

豊科学校給食センター
豊科郷土博物館
豊科近代美術館
田淵行男記念館
穂高陶芸会館
穂高学校給食センター
穂高郷土資料館
鐘の鳴る丘集会所
穂高親水公園
牧体育館
穂高幼稚園
三郷公民館
三郷学校給食センター
貞享義民記念館
三郷社会体育館
堀金公民館
堀金学校給食センター
臼井吉見文学館
堀金歴史民族資料館
堀金総合体育館
堀金多目的屋内運動場
堀金三田総合運動場
明科公民館
明科子どもと大人の交流学習施設
明科体育館
明科龍門渚公園

対象施設管理状況

施設名	防火 管理者 配置	防災 計画 作成	消防用 設備 点検	防火 設備 点検	備 考
豊科公民館	有	有	有	有	
豊科福祉センター					【指定管理】社会福祉協議会
豊科図書館	有	有	有	有	豊科交流学习センター
豊科学校給食センター	有	有	有	無	中部学校給食センター
豊科郷土博物館	有	有	有	有	文化課
豊科近代美術館					【指定管理】安曇野文化財団
田淵行男記念館					【指定管理】安曇野文化財団
穂高陶芸会館					【指定管理】安曇野文化財団
穂高学校給食センター	有	有	有	無	北部学校給食センター
穂高郷土資料館	有	有	有	無	文化課
鐘の鳴る丘集会所	有	有	有	無	文化課
穂高親水公園	穂高プール 令和3年廃止				
牧体育館	有	有	有	無	穂高会館
穂高幼稚園	有	有	有	無	子ども支援課(平成27年4月～補助執行)
三郷公民館	有	有	有	無	
三郷学校給食センター	有	有	有	無	南部学校給食センター
貞享義民記念館	有	有	有	無	文化課
三郷社会体育館	有	有	有	無	三郷公民館
堀金公民館	有	有	有	有	
堀金学校給食センター	有	有	有	無	堀金学校給食センター
臼井吉見文学館	有	有	有	無	文化課
堀金歴史民俗資料館	有	有	有	無	文化課
堀金総合体育館	有	有	有	無	堀金公民館
堀金多目的屋内運動場	有	有	有	無	堀金公民館
堀金三田総合運動場	有	有	有	無	堀金公民館
明科公民館	有	有	有	有	
明科子どもと大人の交流学习施設	有	有	有	有	文化課
明科体育館	有	有	有	有	明科公民館
明科龍門淵公園	都市計画課管理施設				

議案第 3 号	教育部 生涯学習課
令和 4 年 2 月 24 日 提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)奈良澤 俊史

タイトル	「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程」の一部改正について												
決定を要する事項の内容	組織改編により当該規程の一部改正を必要とするため、改正内容について協議												
要旨	令和 4 年 4 月 1 日の組織改編により、教育部生涯学習課で行っている学校施設の使用に関する業務を、商工観光スポーツ部スポーツ推進課が補助執行により行うため。												
説明	<p>1 改正する例規の名称 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（安曇野市教育委員会訓令第 4 号）</p> <p>2 改正箇所 規程中、別表（第 2 条関係）へ次のように加える。 別表（第 2 条関係）【抜粋】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助執行させる業務</th> <th style="text-align: center;">補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1 穂高幼稚園の管理・運営に関する こと</td> <td rowspan="2">福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員</td> </tr> <tr> <td>※2 私立幼稚園に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程（平成 17 年安曇野市教育委員会告示第 9 号）の規定による学齢児童及び生徒の安曇野市立学校への転入学に関する こと。ただし、通学区域以外への就学の場合を除く。</td> <td>市民生活部長及び市民生活部市民課の職員 市民生活部穂高地域課の職員 市民生活部三郷地域課の職員 市民生活部堀金地域課の職員 市民生活部明科地域課の職員</td> </tr> <tr> <td>※3 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関する こと。</td> <td>福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員</td> </tr> <tr> <td>学校施設の使用に関する こと。</td> <td>商工観光スポーツ部スポーツ推進課の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1、2、3については 1 月定例会にて廃止（承認済）</p> <p>3 施行日（予定） 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>4 新旧対照表（資料 1）、改正文（資料 2）、条文（資料 3） 別紙のとおり</p>		補助執行させる業務	補助執行させる職員	※1 穂高幼稚園の管理・運営に関する こと	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員	※2 私立幼稚園に関する こと。	安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程（平成 17 年安曇野市教育委員会告示第 9 号）の規定による学齢児童及び生徒の安曇野市立学校への転入学に関する こと。ただし、通学区域以外への就学の場合を除く。	市民生活部長及び市民生活部市民課の職員 市民生活部穂高地域課の職員 市民生活部三郷地域課の職員 市民生活部堀金地域課の職員 市民生活部明科地域課の職員	※3 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関する こと。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員	学校施設の使用に関する こと。	商工観光スポーツ部スポーツ推進課の職員
補助執行させる業務	補助執行させる職員												
※1 穂高幼稚園の管理・運営に関する こと	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員												
※2 私立幼稚園に関する こと。													
安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程（平成 17 年安曇野市教育委員会告示第 9 号）の規定による学齢児童及び生徒の安曇野市立学校への転入学に関する こと。ただし、通学区域以外への就学の場合を除く。	市民生活部長及び市民生活部市民課の職員 市民生活部穂高地域課の職員 市民生活部三郷地域課の職員 市民生活部堀金地域課の職員 市民生活部明科地域課の職員												
※3 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関する こと。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員												
学校施設の使用に関する こと。	商工観光スポーツ部スポーツ推進課の職員												

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成20年教育委員会訓令第4号）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
(略)		(略)	
家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関すること。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員	家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関すること。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員
学校施設の使用に関すること。	商工観光スポーツ部スポーツ推進課の職員		

安曇野市教委訓令第 号

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成20年安曇野市教委訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成20年安曇野市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

学校施設の使用に関すること。	商工観光スポーツ部スポーツ推進課の職員
----------------	---------------------

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

○安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

平成20年7月24日教育委員会訓令第4号

改正

平成24年12月26日教委訓令第1号
 平成26年3月26日教委訓令第4号
 平成27年3月31日教委訓令第2号
 平成27年4月1日教委訓令第3号
 平成29年3月30日教委訓令第1号
 平成31年3月15日教委訓令第1号
 令和3年3月29日教委訓令第1号
 令和4年4月1日教委訓令第 号

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、安曇野市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行事務)

第2条 委員会は、別表に掲げる事務の一部を同表に掲げる職員に補助執行させるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助執行させる事務	補助執行させる職員
※1 穂高幼稚園の管理・運営に関すること。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員
※2 私立幼稚園に関すること。	
安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程（平成17年安曇野市教育委員会告示第9号）の規定による学齢児童及び生徒の安曇野市立学校への転入学に関すること。ただし、通学区域以外への就学の場合を除く。	市民生活部長及び市民生活部市民課の職員 市民生活部穂高地域課の職員 市民生活部三郷地域課の職員 市民生活部堀金地域課の職員 市民生活部明科地域課の職員
※3 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関すること。	福祉部長及び福祉部子ども支援課の職員
学校施設の使用に関すること。	商工観光スポーツ部スポーツ推進課の職員

※1、2、3については1月定例会にて廃止（承認済）

議案第 4 号	教育部 生涯学習課
令和 4 年 2 月 24 日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)奈良澤 俊史 (担当係長)杉浦 信一

タイトル	組織改編に伴うスポーツ推進関係規則の廃止について
決定を要する事項の内容	組織改編により生涯学習課スポーツ推進担当で所管する関係規則について所管替えによる廃止の協議
要旨	令和 4 年 4 月 1 日の組織改編により、教育部生涯学習課スポーツ推進担当（教育委員会部局）で行っている業務を、商工観光スポーツ部スポーツ推進課（市長部局）が行うため、関係する教育委員会規則を廃止するものです。
説明	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃止する例規の名称 <ol style="list-style-type: none"> (1)安曇野市体育施設管理規則 (平成 18 年教育委員会規則第 18 号) (2)安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則 (平成 18 年教育委員会規則第 26 号) (3)安曇野市スポーツ推進委員に関する規則 (平成 17 年教育委員会規則第 30 号) 2 公布文（資料 2-1）、条文（資料 2-2） 別紙のとおり 3 施行日（予定） 公布の日から

安曇野市体育施設管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育委員会規則第 号

安曇野市体育施設管理規則を廃止する規則

安曇野市体育施設管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 25 号）は廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○安曇野市体育施設管理規則

平成18年 8 月23日教育委員会規則第25号

改正

平成21年 3 月25日教委規則第 3 号
 平成22年11月 9 日教委規則第 1 号
 平成26年 3 月26日教委規則第 5 号
 平成26年 6 月30日教委規則第 9 号
 平成27年 4 月 1 日教委規則第 9 号
 平成27年 4 月24日教委規則第11号
 平成27年 9 月30日教委規則第13号
 平成28年 1 月25日教委規則第 3 号
 平成28年 9 月30日教委規則第10号
 平成29年 3 月29日教委規則第 2 号
 平成31年 3 月29日教委規則第 3 号

安曇野市体育施設管理規則

安曇野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、安曇野市体育施設（安曇野市マウンテンバイクコースを除く。以下「体育施設」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の許可（指定体育施設を除く。）を受けようとする者は、教育委員会に安曇野市体育施設利用許可（使用料減免）申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 1 項の許可（指定体育施設に限る。）を受けようとする者は、指定管理者に、口頭又はその他の方法により申請しなければならない。

3 第 1 項の申請書の提出は、別表第 1 に定める期間に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

（利用許可書等の交付）

第 3 条 教育委員会は、条例第 7 条第 1 項の許可（指定体育施設を除く。）をしたときは安曇野市体育施設利用（使用料減免）許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を、許可（指定体育施設を除く。）をしないときは安曇野市体育施設利用不許可書（様式第 3 号）を交付するものとする。

2 指定管理者は、条例第 7 条第 1 項の許可（指定体育施設に限る。）の可否を決定したときは、口頭により通知するものとする。

（遵守事項）

第 4 条 教育委員会が規定する条例第 7 条第 4 項の条件は、次のとおりとする。

- (1) 職員の指示に従うこと。
- (2) 体育施設の施設等を損傷しないこと。
- (3) 許可なく備品を施設外に持ち出さないこと。
- (4) 火気に注意し、体育施設内では喫煙しないこと。

- (5) 他の利用者の妨害又は迷惑となるような行為言動は慎むこと。
- (6) 利用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 体育施設においては、指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
- (8) 体育施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
- (9) 許可なく物品の販売をしないこと。
- (10) 特別の場合以外は、放送装置、機械等の操作はしないこと。
- (11) 体育施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

(許可書の提示)

第5条 利用の許可を受けた者が体育施設（指定体育施設を除く。）を利用するときは、許可書を提示しなければならない。

(利用の中止)

第6条 条例第8条に規定する届出（指定体育施設を除く。）は、教育委員会に安曇野市体育施設利用中止届（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、口頭をもってこれに代えることができる。

2 条例第8条に規定する届出（指定体育施設に限る。）は、指定管理者に口頭により行わなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者のうち、体育施設で継続的かつ定期的に活動している団体は、あらかじめ別に定めるところにより、使用料の減免を受ける資格について、教育委員会の審査を受けなければならない。

3 使用料を減免する範囲及び減免率は、別表第2のとおりとし、その使用料の減免する額は、条例別表第2の使用料に減免率を乗じて得た額（10円未満の端数金額が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が利用するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。

5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を許可したときは許可書を、使用料の減免を許可しないときは安曇野市体育施設使用料減免不許可書（様式第5号）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市体育施設使用料還付申請書兼請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料を還付する範囲及び還付率は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条第1号又は第2号に該当するとき 100分の100

(2) 条例第11条第3号に該当するとき 市長がその都度定める率

3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市体育施設使用料還付決定書（様式第7号）を交付するものとする。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、条例第15条第1項又は第2項の規定により条例第7条第1項の許可（指定体育施設を除く。）を取り消したときは、安曇野市体育施設利用許可取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。ただし、差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、条例第15条第1項又は第2項の規定により、条例第7条第1項の許可（指定体育施設に限る。）を取り消したときは、口頭により通知するものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に、安曇野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際に現に存する申請書等の用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

（平成31年度の特例）

5 平成31年10月1日から同月31日までの条例第7条第1項の許可及び条例第10条に規定する使用料の減免に係る申請については、第2条第3項の規定にかかわらず、同月1日から利用を開始する日の前6日（その日が同年9月30日以前であるときは、同年10月1日）までに行うものとする。

別表第1（第2条関係）

施設の名称	利用申請書の提出期間
安曇野市豊科南社会体育館	偶数月の初日から、翌々月の末日までの利用に係る申請を行うものとし、利用を開始する日の前6日までに提出するものとする。ただし、体育施設に空きがある場合は、この限りでない。
安曇野市豊科武道館柔道場	
安曇野市豊科武道館剣道場	
安曇野市豊科弓道場	
安曇野市営県民豊科運動広場	
安曇野市豊科屋内ゲートボール場	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	
安曇野市梓橋運動広場	
安曇野市高家スポーツ広場	
安曇野市穂高総合体育館	
安曇野市牧体育館	

安曇野市営西穂高運動場
安曇野市営北穂高運動場
安曇野市営牧運動場
安曇野市営有明運動場
安曇野市三郷体育館
安曇野市三郷競技場
安曇野市営堀金総合運動場
安曇野市堀金総合体育館
安曇野市堀金多目的屋内運動場
安曇野市営明科農村広場
安曇野市明科体育館

別表第 2 (第 7 条関係)

安曇野市体育施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率				備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料	器具等使用料	
1 国、県、安曇野市又は教育委員会等が利用する場合	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100	国、県、安曇野市又は教育委員会等とは、国、県、安曇野市若しくは教育委員会又はこれらの外郭団体、これに準ずる公的機関等をいう。
2 安曇野市又は教育委員会が共催する場合	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100	
3 市内の区、安曇野市地区公民館活	100分の100	100分の100	100分の50	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週 2 回ま

資料 2-2 (1)

<p>動補助金交付規則 (平成27年安曇野市規則第23号) 第2条に規定する地区公民館(以下「地区公民館」という。)が主催する事業で利用する場合</p>						<p>でとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。(サークル等の団体に限る。)</p>
<p>4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>		
<p>5 市内の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条の規定する法人が公益事業のため利用する場合</p>	<p>100分の 100</p>				<p>100分の 100</p>	
<p>6 教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援のための活動で利用する場合</p>	<p>練習</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・活動とは、大会、教室、講習会、合宿、練習等をいう。 ・同一団体の利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。
	<p>市内大会等</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>	<p>100分の 100</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会等とは、大会、教室、講習会、合宿をいう。

資料 2-2 (1)

						・市内大会とは、市内を拠点とする団体、市内に住所を有する者が参加する大会等をいう。
	市外大会等	100分の100	100分の50	100分の50	100分の100	市外大会とは、市外を拠点とする団体、市外に住所を有する者が参加する大会等をいう。
7 安曇野市スポーツ協会及び加盟団体が活動で利用する場合	練習	100分の100			100分の100	・同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・活動とは、大会、教室、講習会、練習等をいう。
	大会等	100分の100			100分の100	6と同じとする。
	青少年の健全育成等のための市内大会等	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100	6と同じとする。
	青少年の健全育成等のための市外大会等	100分の100	100分の50	100分の50	100分の100	6と同じとする。
8 市内の芸術文化協会並びにその加		100分の100			100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回ま

資料 2-2 (1)

盟・加入団体及び市が認めたボランティア団体が活動して利用する場合					でとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
9 社会教育の振興に資する活動を行っている団体であって教育委員会が認めたものが、社会教育の振興に資する活動に利用する場合	100分の50			100分の50	同一団体の利用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。

備考1 1回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。

2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）に規定する学校施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（礪山公園を除く。）の利用回数及び時間を含む。

3 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。

様式第 1 号 (第 2 条、第 7 条関係)

				安曇野市体育施設利用許可 (使用料減免) 申請書				
				許可番号				
年 月 日				申 請 者	住 所			
(宛先) 安曇野市長 安曇野市教育委員会 次のとおり、安曇野市体育施設の利用許可 (使用料減免) を申請いたします。					氏 名			
					(法人にあっては名称及び代表者名)			
				電 話				
利用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで			
	年 月 日	時	分から	時	分まで			
	年 月 日	時	分から	時	分まで			
	年 月 日	時	分から	時	分まで			
	年 月 日	時	分から	時	分まで			
利用目的								
参加人員		人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無		
利 用 施設名 備品等				備考				
使用料 内 訳	施設使用料	@	円 ×	時間	円	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合		
	照明使用料	@	円 ×	時間	円			
	器具及び附属施設等使用料							
	使用料計							
利用面数	全面	半面	その他 ()					
減免率 及び その金額	施設使用料	%				円	消 印	
	照 明 料	%				円		
	冷 暖 房 料	%				円		
	器 具 等	%				円		
請求額						円		

*太枠内のみ記入してください。

様式第 2 号 (第 3 条、第 7 条関係)

安曇野市体育施設利用 (使用料減免) 許可書

安曇野市指令 第 号
 安曇野市教育委員会指令 第 号
 年 月 日

様

安曇野市長 印

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市体育施設の利用 (使用料減免) を許可します。

利用日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
	年 月 日	時 分から 時 分まで
	年 月 日	時 分から 時 分まで
	年 月 日	時 分から 時 分まで
	年 月 日	時 分から 時 分まで
利用目的		
参加人員	人 観客数	人 入場料徴収 有 ・ 無
利用施設名 備品等	備考	
使用料 内 訳	施設使用料 @ 円 × 時間 円	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
	照明使用料 @ 円 × 時間 円	
	器具及び附属施設等使用料	
	使用料計	
利用面数	全面 半面 その他 ()	別表第 2 による減免区分
減免率 及び その金額	施設使用料 _____ % _____ 円	消 印
	照 明 料 _____ % _____ 円	
	冷 暖 房 料 _____ % _____ 円	
	器 具 等 _____ % _____ 円	
請求額	円	

裏面の注意事項を必ずお読みください。

(裏)

使用上の注意事項

1. この許可書は、利用の際必ず施設受付に提示して下さい。
2. 納入した使用料は、原則としてお返しできません。ただし、屋外施設で天候不順のため利用できなかった場合や利用を開始する6日前までに変更や取消しした場合は還付ができます。
3. 利用時間には準備と後片付けの時間が含まれます。
4. 利用者の不注意又は過失により利用中に生じた事故については、教育委員会は一切の責任を負いません。
5. 体育施設を損傷したときは、その損害を賠償していただくことになりますので十分注意して利用して下さい。
6. 施設利用の際に出たごみ類は、すべて持ち帰って下さい。
7. 許可の条件（違反した場合は安曇野市体育施設条例第15条の規定により許可を取り消すことがありますのでご注意下さい。）
 - ア 職員の指示に従うこと。
 - イ 体育施設の施設等を損傷しないこと。また、許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - ウ 火気に注意し、体育施設内では喫煙しないこと。
 - エ 他の利用者の妨害又は迷惑となるような行為言動はしないこと。
 - オ 利用許可を受けた権利を他人に譲ったり、貸したりしないこと。
 - カ 体育施設においては指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
 - キ 体育施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - ク 許可なく物品の販売をしないこと。
 - ケ 体育施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

安曇野市体育施設利用不許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった体育施設の利用申請を不許可とします。

利用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無
利用施設名 備品等					備考
使用料 内 訳	施設使用料	@	円 ×	時間	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
	照明使用料	@	円 ×	時間	
	器具及び附属施設等使用料				
	使用料計				
利用面数	全面	半面	その他 ()		
利用不許可の理由					

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

安曇野市体育施設利用中止届

平成 年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者名)

電話番号

施設の利用ができなくなりましたので下記のとおり届出をします。

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的(催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

様式第5号 (第7条関係)

安曇野市体育施設使用料減免不許可書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付けで申請のあった体育施設使用料の減免を不許可とします。

利用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無
利用施設名 備品等				備考	
使用料内訳	施設使用料	@	円 × 時間	円	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
	照明使用料	@	円 × 時間	円	
	器具及び附属施設等使用料				
	使用料計				
利用面数	全面	半面	その他 ()		
減免不許可の理由					

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、当該裁決があったことを知った日から6月以内であっても、当該裁決があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

安曇野市体育施設使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者名)

電話番号

安曇野市体育施設条例第 11 条ただし書の規定により納付済の安曇野市体育施設使用料等について還付を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1. 利用内容等

利用日付 利用時間	利用施設・利用目的(催し物名)・備品		
納付日	年 月 日	還付請求額	円
既納付額	円		

2. 還付理由 (1) 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったため。
 (2) 利用を開始する前 6 日までに利用許可の変更、又は利用中止の届出をしたため。
 (3) (1)(2)に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

3. 振込先金融機関

金融機関名	銀行	支店・支所
口座番号	普通・当座	
口座名義(カタカナ)		

様式第7号(第8条関係)

安曇野市体育施設使用料還付決定書

年 月 日

様

安曇野市長 [印]

年 月 日付けで請求がありました安曇野市体育施設使用料について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 利用内容等

利用日付 利用時間	利用施設・利用目的(催し物名)・備品

還付額

円

2. 還付理由 (1) 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったため。
- (2) 利用を開始する前6日までに利用許可の変更、又は利用中止の届出をしたため。
- (3) (1)(2)に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めため。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

安曇野市体育施設利用許可取消通知書

年 月 日

様

安曇野市教育委員会



次のとおり、安曇野市体育施設の利用許可を取り消しましたので、通知します。

利用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無
利用施設名 備品等				備考	
使用料内訳	施設使用料	@	円 × 時間	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合	
	照明使用料	@	円 × 時間		
	器具及び附属施設等使用料				
	使用料計				
利用面数	全面	半面	その他 ()		
利用許可を取り消した理由					

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育委員会規則第 号

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則を廃止する規則

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 26 号）
は廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則

平成18年 8 月23日教育委員会規則第26号

改正

平成27年 9 月30日教委規則第15号

平成31年 3 月29日教委規則第 6 号

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例第 3 条に掲げるマレットゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間等)

第 2 条 条例第 3 条の規定によりゴルフ場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、条例第 5 条第 4 項の規定による利用時間及び開館時間の変更又は条例第 6 条第 3 項の規定による休場日の変更若しくは臨時に休場日を定める場合は、あらかじめゴルフ場その他適当な場所にその旨を提示しなければならない。

(利用の申請等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を事前に指定管理者に、口頭又はその他の方法により申請しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 利用日時
- (4) 利用目的
- (5) 利用人数
- (6) 利用する施設、備品等の名称
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

2 指定管理者は、条例第 7 条第 1 項の許可の可否を決定したときは、口頭により通知するものとする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

附 則

この規則は、平成18年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 9 月30日教委規則第15号）

この規則は、安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第52号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日教委規則第 6 号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

安曇野市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育委員会規則第 号

安曇野市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

安曇野市スポーツ推進委員に関する規則規則（平成 17 年教育委員会規則第 30 号）は廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○安曇野市スポーツ推進委員に関する規則

平成17年10月 1 日教育委員会規則第30号

改正

平成18年 9 月26日教委規則第27号

平成23年12月28日教委規則第 7 号

平成26年 2 月 6 日教委規則第 4 号

安曇野市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定に基づき、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に置くスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の組織及び運営並びに職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の職務)

第2条 委員は、スポーツ基本法の定めるところにより、本市におけるスポーツ推進のため、次の職務を行う。

- (1) 市民に対し直接スポーツの実技指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のため、組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他の行政機関で行うスポーツ行事又は事業に協力すること。
- (4) スポーツ団体、青少年、婦人その他の行政団体で行う行事又は事業に協力すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本市のスポーツ推進のために必要な事業

(委員の定数及び任期)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員のほか、別に定めるところにより、スポーツ推進協力員を置くことができる。

(組織及び役員)

第4条 委員の活動を円滑に行うため、スポーツ推進委員会を組織し、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(役員を選任)

第5条 役員を選任は、委員の互選による。

(役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(役員任期)

第 7 条 役員の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 8 条 スポーツ推進委員会は、会長が招集する。

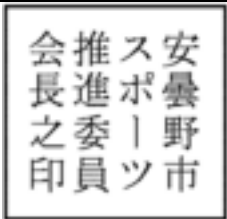
2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(事務局)

第 9 条 スポーツ推進委員会に関する事務は、教育委員会事務局が担当する。

(スポーツ推進委員会の印)

第 10 条 スポーツ推進委員会の印は、次のとおりとする。

名称	寸法	ひな形	書体	管守者
安曇野市スポーツ推進 委員会会長印	方 28 ミリメ ートル		れい書	生涯学習課長

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、現に合併前の豊科町体育指導委員設置規則（昭和 37 年豊科町教育委員会規則第 10 号）、体育指導委員の設置に関する規則（昭和 40 年穂高町教育委員会規則第 2 号）、三郷村体育指導委員設置規則（昭和 59 年三郷村教育委員会規則第 23 号）、堀金村体育指導委員に関する規則（昭和 58 年堀金村教育委員会規則第 1 号）又は体育指導委員の設置に関する規則（昭和 37 年明科町教育委員会規則第 2 号）の規定に基づき任命されている体育指導委員は、それぞれこの規則により任命されたものとみなし、その任期は平成 18 年 3 月 31 日までとする。

3 第 8 条の規定にかかわらず、平成 17 年 10 月 1 日以降最初に開催する体育指導委員会は、教育委員会が招集する。

附 則（平成 18 年 9 月 26 日教委規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 28 日教委規則第 7 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）附則第 4 条の規定によりスポーツ推進委員として委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の安曇野市スポーツ推進委員規則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任

期間と同一の期間とする。

附 則 (平成26年 2 月 6 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号	教育部 生涯学習課
令和 4 年 2 月 24 日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)遠藤 豊

タイトル	民法改正による成年年齢引き下げ後の「成人式」の名称の改称について
決定を要する事項の内容	成年年齢引き下げ後に開催する「成人式」の式典名称の決定
要旨	令和 4 年（2022 年）4 月に施行される民法改正により、成年年齢は 18 歳に引き下げられるが、市の「成人式」は現行のとおり 20 歳を対象に行うことを政策会議（R2. 2. 18 開催）で決定している。名称について、現行の「成人式」では対象者が混乱することから、他市の状況を勘案し「二十歳（はたち）の集い」（案）へ改称したい。
説明	<p>1 新名称決定における事務局判断基準と選定された新名称</p> <p>(1) 判断基準</p> <p>①対象者が 20 歳であることが明確にわかるもの</p> <p>②永続的に使用する式典名称として相応しいもの</p> <p>③事業名称として事業内容がわかる簡潔なもの</p> <p>(2) 選定された新名称 …「二十歳（はたち）の集い」</p> <p>※表記は現行のとおり「令和△年安曇野市〇〇〇〇」とする</p> <p>2 他市の状況</p> <p>※HP における式典名称改称の公表状況（R4. 2. 10 時点）</p> <p>(1) 長野県内 19 市の状況</p> <p>決 定 1 市（中野市…二十歳を祝う会）</p> <p>検討中 18 市</p> <p>(2) 政令指定都市 20 市の状況</p> <p>決 定 5 市（内 3 市は、はたちのつどい、はたちの集い）</p> <p>検討中 15 市</p> <p>(3) 東京特別区 23 区の状況</p> <p>決 定 8 区</p> <p>（二十歳のつどい、はたちのつどい、20 歳のつどい）</p> <p>検討中 15 区</p> <p>（内、1 区は「二十歳の集い」、3 区は「二十歳のつどい」を候補として検討中）</p>

議案第6号	教育部 各課
令和4年2月24日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 後援 1件 生涯学習課 後援 2件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p> <p>※ 議案第1号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、<u>非公開</u>といたします。</p>	

教育部 学校教育課共催・後援台帳(令和3年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	H31	H30	所管課意見
13	2月4日	学校教育	第32回ダヴィンチマスターズ	一般社団法人ダヴィンチマスターズ 仁地 香代子	一般社団法人ダヴィンチマスターズ	後援	教育に関する様々な情報やサービスが溢れる中で、教育委員会に後援承認をいただくことにより、地域の皆様に安心して当イベントにご参加いただくことを目的としている。また、より多くの方々に教育的意義のある当イベントを知っていただく機会として教育委員会や各学校のご協力、支援は欠かせないものと思っているため。	2月2日	令和4年3月27日	—	—			首都圏よりオンライン配信	子どもたちに対して、遊びから”やり遂げる力”や”できる”を高めるための場として論理的思考力・理数感性を重視した体験型プログラムを提供し、「自己肯定感・共感力・コミュニケーション力」をみがくきっかけを与えるイベント「ダヴィンチマスターズ」を開催しています。自分で体感して、楽しいという気持ちを育み、自ら興味を持って知らないことへ挑戦をしていくための”きっかけの場”を安曇野市にお住いの方へご提供いたします。	4つのコンテンツを用意し、参加者は好きなコンテンツを50分ずつ2つ体験。参加者はそれぞれのコンテンツの体験を通し、新たな知識を習得したり、参加している子どもたち同士で交流を深めたり、体験を通じて好奇心を高めることができる。 【Aコース】 ①カラーアナライザー ②作って飛ばそう！究極の紙飛行機を探求！ 【Bコース】 ①遊んで学べる科学講座(アトモン) ②フルーツパワーで”プラス”スタンプを作ろう 【スペシャルオプションプログラム】(オールイングリッシュプログラム) 切ってビックリ！断面アート「フルーツサンドを作ろう！」	—	—	—	基準第3条第2項第5号に該当しないと思われるため不可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
56	1月31日	社会教育担当	春休み水族館 Inアイシティ21	信越放送株式会社	代表取締役 渡辺 雅義	信越放送株式会社、株式会社井上	後援 催事の教育的効果を高めたいため	1月28日	令和4年3月19日(土)~4月3日(日)	-	-		月 日	井上アイシティ21 3階山形ウェルアップホール	生き物観察を通じて県内の児童・生徒に、自然環境、生物多様性、生命への関心を高めてもらうと同時に、春休み中の家族に楽しんでいただける催事を目的とする。	150㎡の会場にカワウソ、ウミガメなど人気の水生生物の水槽を展示	-	-	-	基準第3条第2項により可
57	2月4日	社会教育担当	ガールスカウトフェスティバル みんなあつまれともだちになろう わくわくチャレンジ	ガールスカウト長野県第38団	小林 昭子	ガールスカウト長野県第38団	後援 一般のお子様にもスカウトと体験し楽しんでもらい、社会・文化の発展に寄与するため	2月4日	令和4年3月27日(日)	-	-		月 日	三郷公民館講堂	ガールスカウトの技術を体験し、スカウトとの交流からガールスカウトに興味を持ってもらい広めていく。	・むすんでむすんで ・わくわくさかなつり ・フェルトでクローバーバック ・ハンドクラップを踊ろう ・感じてみよう長さど重さ 参加費 1人200円	-	-	-	基準第3条第2項により可

【教育委員会定例会提出資料】

議案第6の2号	教育部 各課
令和4年2月24日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	文化課 後援 1件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

※ 議案第1号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和3年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
63	2月18日	文化	映画「ざんねんないきもの事典」公開記念「今泉忠明先生とフィールドワーク・トークショー」in国営アルプス安曇野公園堀金穂高(仮)	信越放送株式会社	代表取締役社長 渡辺雅義	信越放送株式会社	後援	安曇野市内の小学生・幼児及び保護者の方に周知するため。	2月15日				国営アルプス安曇野公園堀金・穂高地区	書籍「ざんねんないきもの事典」が映画化され、安曇野市が舞台となります。映画上映を記念して、安曇野の自然をテーマにした企画を実施します。	「ざんねんないきもの事典」監修今泉先生を招き、国営アルプスあづみの公園でフィールドワーク・トークショーを行います。 参加費:無料(ただし、入園料は必要)	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可

報告第1号	教育部 学校教育課
令和4年2月24日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)矢花幸恵

タイトル	安曇野市立小・中学校の将来構想の確定について
報告を要する事項の内容	安曇野市立小・中学校の将来構想の確定
要旨	12月22日開催の総合教育会議での意見を踏まえ一部修正し確定したので報告する。
説明	<p>(1) 安曇野市立小・中学校の将来構想 別冊</p> <p>(2) 修正箇所</p> <p>①15 ページ 10 行目に「…の名称で体制を整備し、7 中学校区ごとの地域教育協議会や学校支援ボランティア（学校応援隊）、実行委員会などを組織して推進してきました。」を追記した。</p> <p>②16 ページ 8 行目「各学校ごと」を「17 小中学校ごと」に改めた。</p> <p>③18 ページの図 28 中「承認する」を「協議し決定する」に改めた。</p>

“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を目指す

安曇野市立小・中学校の将来構想

令和4年3月

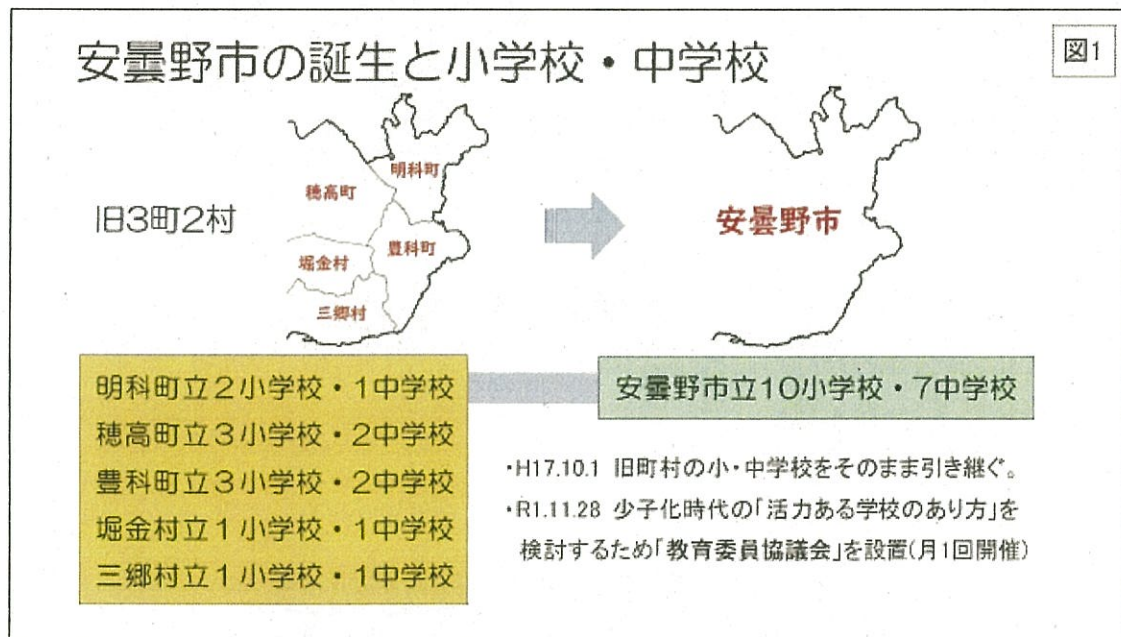
安曇野市教育委員会

はじめに

安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に旧 5 町村が合併して誕生しました。これに伴い、旧町村立小・中学校は、そのまま安曇野市立小・中学校へと移管され、安曇野市教育委員会は、現在まで 10 校の小学校と 7 校の中学校を所管し義務教育を担ってきました。(図 1)

この間の安曇野市の人口の推移や少子化の状況に対して、今後の活力ある学校はどうあったらよいかについて検討する必要性が高まり、令和元年 11 月、教育委員会内に「教育委員協議会」を設置しました。*これまで、月 1 回のペースで令和 3 年 1 月まで計 15 回の協議を重ねるとともに、各種団体などと意見交換の場を設け、様々なご意見やご提言をいただき、「未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を目指す安曇野市立小・中学校の将来構想」としてまとめました。

今後、安曇野市立小・中学校の学びの環境をより活力あるものにしていくために、夢と期待を込めたこの将来構想を受けて、具体的な行動計画の策定につなげていきたいと考えています。



*教育委員協議会は、教育委員会制度において、月 1～2 回の定例会のほかに開催できる臨時会や非公式の協議会のひとつとして、令和元年 9 月定例会で設置が承認されたもの

目次

1	安曇野教育を支えてきたもの	… 1
	(1) 教育尊重の精神や気風	… 1
	(2) 求め続ける教師	… 1
2	安曇野市内の教育施設	… 2
3	子どもを取り巻く環境の変化と課題	… 3
	(1) 社会的環境の変化に伴う子どもや学校の課題	… 3
	(2) 時代の変化に対応した教育環境整備	… 3
4	安曇野市の「教育の方針」	… 4
	(1) 安曇野市教育大綱	… 4
	(2) 安曇野市の目指す子ども像	… 5
	(3) 学校教育グランドデザイン	… 5
5	安曇野市の人口と児童生徒数	… 6
	(1) 安曇野市の人口の推移	… 6
	(2) 安曇野市の児童生徒数の推移（合併時から現在まで）	… 7
	(3) 今後の小・中学校の児童生徒数の予測と特徴	… 8
	(4) 地域ごとにみた学校別児童生徒数の予測	… 9
6	安曇野市の未来を担う世代の状況	… 11
	(1) 安曇野市の年齢別人口（人口ピラミッド）からみた課題	… 11
	(2) 中学校卒業者の進路状況	… 12
7	市民が期待する小・中学校の姿と市が目指す活力ある学校の姿	… 12
	(1) 「市民アンケート調査」からみた期待する小・中学校	… 12
	(2) 市が目指す活力ある学校の姿	… 13
8	安曇野市の教育・学校の将来像	… 14
9	「活力ある学校づくり」を目指した具体的方策	… 15
	(1) コミュニティスクールの活性化	… 15
	(2) 新たな学校運営協議会の主な役割と協議会運営のポイント	… 18
	(3) 新しいコミュニティ・スクールへの移行で変わること・期待されること	… 18
	(4) 小中一貫教育の導入	… 19
	(5) 安曇野市の目指す小中一貫教育の枠組み	… 19
	(6) 安曇野市小中一貫教育に向けた市指定校研究	… 19
	(7) 「安曇野の時間」(仮称)の創設	… 21
10	これからの安曇野市の教育・学校のあり方について（まとめ）	… 22
	【資料編】用語解説など・教育委員協議会名簿	… 23

注 本文中の「※」を付した用語については、資料編で用語解説を記載しています。

1 安曇野教育を支えてきたもの

(1) 教育尊重の精神や気風

安曇野における教育の源流を遡ると、江戸時代末期この地に、全国的にみても数多くの寺子屋や特色ある私塾が開設されたことから始まります。その後、明治5年8月に学制が公布されると、今の小・中学校のルーツに当たる「学校」が次々に誕生し、その就学率は群を抜いて高かったことが知られています。そして、志を高くもって学びに励んだ人々の中から、日本や世界に誇る様々な分野の先覚者が多数輩出しています。(図2)

また、この地域は、“教育尊重の精神や気風・教育熱”が極めて高く、例えば、昭和15年に旧高家小学校跡に「西田幾多郎碑」(市の有形文化財)^{※1}が建てられ、現在も地元の方々の手によって大切に守られているなど、教育・文化・芸術に関する伝統や行事が各地で継承されています。

安曇野教育を支えてきたもの

—教育尊重の精神や気風—

高い志を抱いて活躍した先人たち(敬称略)

- ・藤森寿平：南安曇郡の近代教育の先駆者
- ・松沢求策：自由民権運動のリーダー
- ・井口喜源治：研成義塾の創設者
- ・荻原礫山：彫刻家
- ・白井吉見：作家・文芸評論家・教育者
- ・田淵行男：昆虫学者・山岳写真家
- ・青木祥二郎：能楽師
- ・高橋節郎：漆芸家・文化勲章受章者
- ・飯沼正明：神風号パイロット
- ・熊井 啓：社会派映画監督 ほか多数



無事於心無心於事
物となつて考へ物となつて行ふ

旧高家小学校跡に立つ
西田幾多郎碑
—市有形文化財—

図2

(2) 求め続ける教師

安曇野の学校に奉職する教師の多くは、「教育の真なるもの、教師のあるべき姿を自らに問い続け、求め続ける姿勢」^{※2}をもって、南安曇教育文化会館を拠点に、研修や調査研究活動を自主的に行い、自身の教師力の向上に努めてきました。また、安曇野ゆかりの先達の業績を顕彰し、伝え続ける伝統を受け継いでいます。(図3)

安曇野教育を支えてきたもの —求め続ける教師—

図3

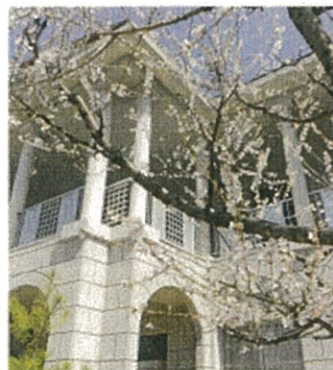
安曇野ゆかりの先達から学ぶ伝統

- ・南安曇教育会初代会長 岡村千馬太先生
- ・教育哲学者 木村素衛先生
- ・哲学者 務台理作先生 ほか

教育力を高める研修と調査研究活動

地域や保護者とともに取り組む活動

- ・安曇野の子どもを語る会



安曇野教育の拠点
南安曇教育文化会館

2 安曇野市内の教育施設

安曇野市には、認定こども園 20 園（公立 18 園、私立 2 園）、保育園 1 園（私立）、地域型保育事業所 8 園（家庭的保育：私立 1 園、小規模保育：私立 6 園、事業所内保育：私立 1 園）、幼稚園 1 園（公立）、認可外私立 6 園があります。令和 3 年 5 月 1 日現在の在籍人数は、2,693 人です。

また、市立小学校 10 校、市立中学校 7 校、県立高等学校が 4 校あります。令和 3 年 5 月 1 日現在、10 小学校に 4,744 人、7 中学校に 2,507 人、4 高等学校に 1,555 人が在籍しています。（図 4）

市内の保育・教育施設

図4

(R3.4)

就学前	認定こども園	公立18園、私立2園	
	保育園	私立1園	
	地域型保育事業所	家庭的保育(私立1園)、小規模保育(私立6園)、事業所内保育(私立1園)	
	幼稚園	公立1園	
	認可外	私立6園	公立19園、私立16園
小学校	豊科地域	豊科南小学校、豊科北小学校、豊科東小学校	
	穂高地域	穂高南小学校、穂高北小学校、穂高西小学校	
	三郷地域	三郷小学校	
	堀金地域	堀金小学校	
	明科地域	明南小学校、明北小学校	公立10校
中学校	豊科地域	豊科南中学校、豊科北中学校	
	穂高地域	穂高東中学校、穂高西中学校	
	三郷地域	三郷中学校	
	堀金地域	堀金中学校	
明科地域	明科中学校	公立7校	
高校	県立	明科高校、豊科高校、南安曇農業高校、穂高商業高校	公立4校

3 子どもを取り巻く環境の変化と課題

(1) 社会的環境の変化に伴う子どもや学校の課題

児童生徒や学校の現状を分析し、課題を3つに集約しました。(図5)

① 学校や子どもたちを取り巻く環境の複雑化、多様化

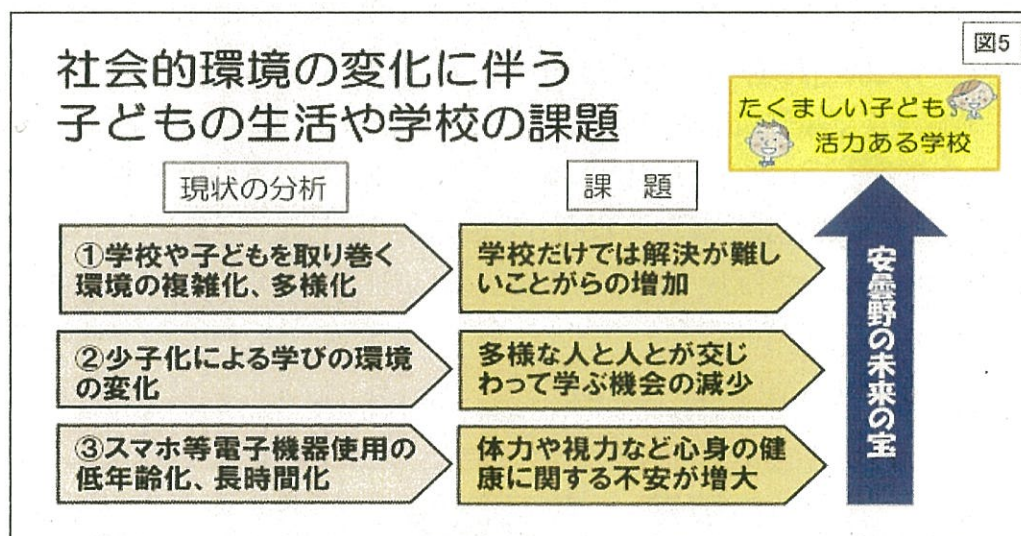
学校や子どもたちを取り巻く環境や状況が常に激しく変化し、価値観等の多様化もあって、学校だけでは解決が難しいことがらが多数あること。

② 少子化による学びの環境の変化

少子化による学級減やひとクラスの人数減により、多様な考えや経験をもつ人と人が交わって学ぶ機会が次第に少なくなっていること。

③ スマホ等電子機器使用の低年齢化、長時間化

児童生徒の生活スタイルや生活習慣の変化等により視力、体力、コミュニケーション力等の心身の健康に対する不安が増大してきたこと。



(2) 時代の変化に対応した教育環境整備(図6)

① ICT環境の整備

安曇野市では、ICT環境の整備を計画的に進め、電子黒板を平成29年度に全中学校7校のすべての普通教室に、令和2年度に全小学校10校のすべての普通教室に設置しました。

また、国のGIGAスクール構想を受け、全小・中学校のネットワーク環境整備と児童生徒への1人1台の学習用端末購入を令和3年5月までに完了しました。

② エアコンの整備

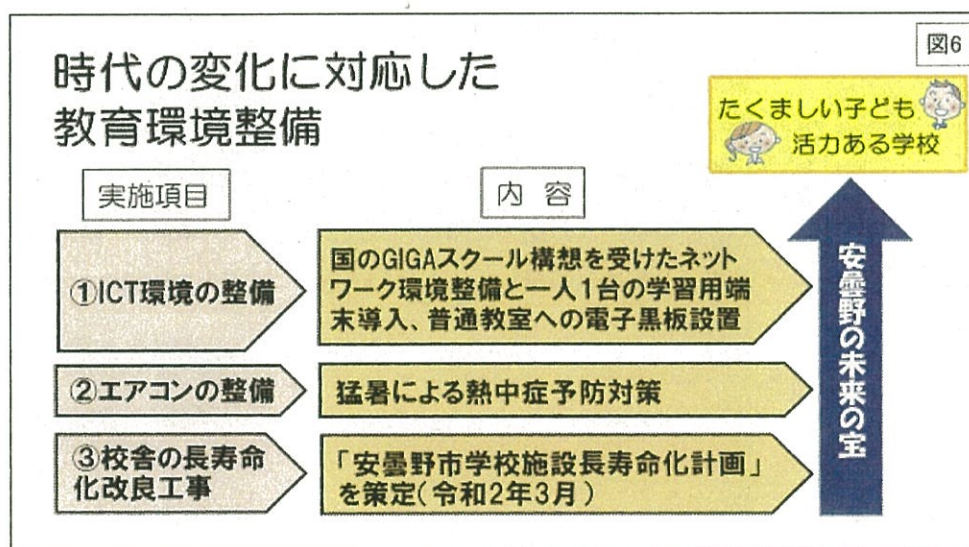
平成 30 年度の猛暑を受け、エアコンを全小・中学校の普通教室に令和 2 年度末までに設置しました。

③ 校舎の長寿命化改良工事

安曇野市の学校施設は、公共施設の約 4 割を占め、その中の建築後 40 年以上経過した校舎の保有面積が 3 割を占めるなど、老朽化が深刻です。

また、建築年が合併前の旧町村においてほぼ同時期であるため更新が集中する問題があります。

そこで、小・中学校の校舎の劣化状況を調査し、今後の計画的整備に資するための資料として「安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）」を策定しました（令和 2 年 3 月）。今後、財政状況や児童生徒数の推移を踏まえつつ、学校規模の適正配置を見据えながら実施計画等に反映させていく予定です。



4 安曇野市の「教育の方針」

(1) 安曇野市教育大綱

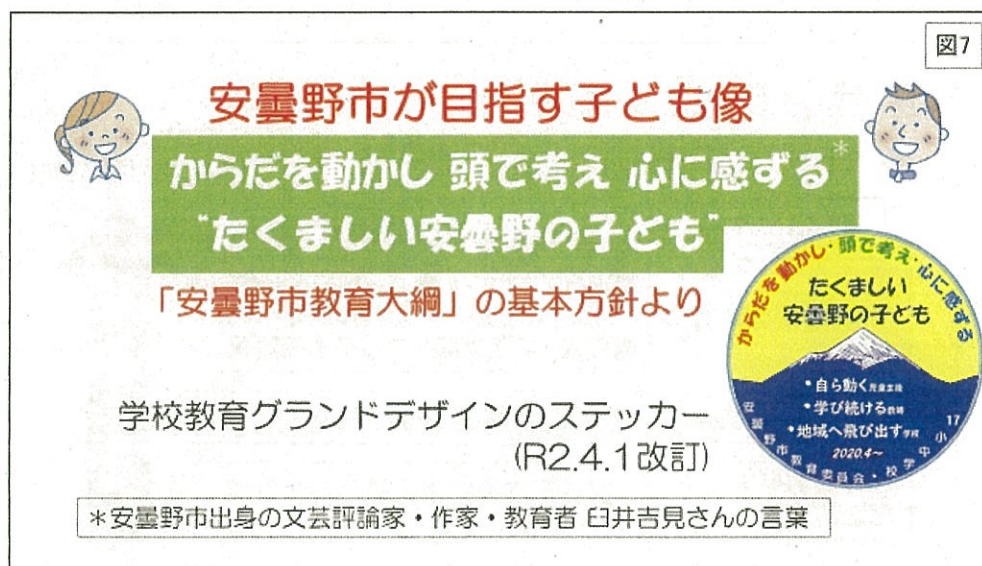
安曇野市は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、総合教育会議の議論を経て「安曇野市教育大綱」を策定しました（平成 27 年 10 月）。そして、平成 30 年 12 月に開かれた総合教育会議において、期間を令和 5 年 3 月 31 日までとする新たな「安曇野市

教育大綱（改訂版）」を策定しました。（資料編 P28 参照）

この中で、平成 27 年度から掲げてきた「たくましい安曇野の子ども」の育成を基本方針の第 1 に掲げ、その旗印としてステッカーのリニューアルも行いました。

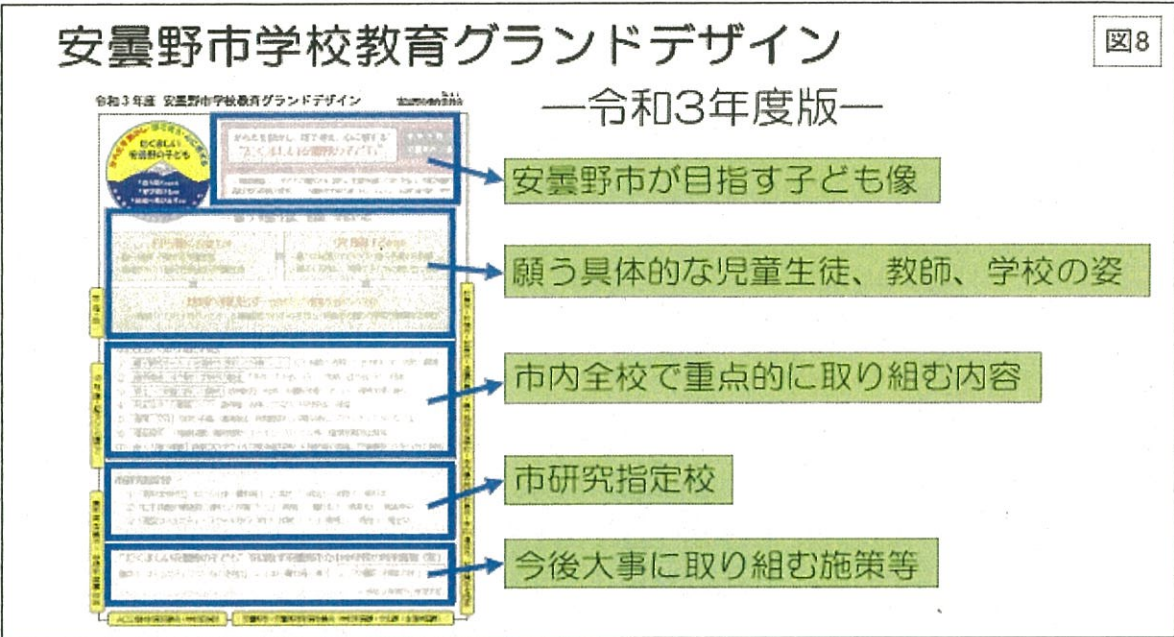
(2) 安曇野市の目指す子ども像

安曇野市が目指す子ども像は「からだを動かし・頭で考え・心に感ずる“たくましい安曇野の子ども”」です。この「からだを動かし・頭で考え・心に感ずる」のフレーズは、安曇野市堀金出身の文芸評論家・作家・教育者の臼井吉見さんが昭和 42 年 3 月に中学生に行った講演「中学生諸君にのぞむ」の中で語った言葉から引用したものです。「からだ・頭・心」のバランスの取れた具体的な目指す子どもの姿は、50 年以上前と今を比べても決して色あせることなく、これから求めていきたい安曇野の子ども像を具体的にイメージできるものです。（図 7）



(3) 学校教育グランドデザイン

「令和 3 年度学校教育グランドデザイン」では、目指す具体的な児童生徒・教職員・学校の姿として、「自ら動く児童生徒」「学び続ける教師」「地域へ飛び出す一地域との連携を強める学校」の 3 点を掲げました。次に、「市内全小中学校で重点的に取り組む内容」として、課題や目標 7 項目を掲げました。これらは、前年度までの各学校の取り組みの成果と課題を踏まえ市校長会とも協議して決めだしたものです。また、「市研究指定校」を明記し、全 17 小中学校が市の目指す教育方針を共有しながら取り組んでいます。（図 8）

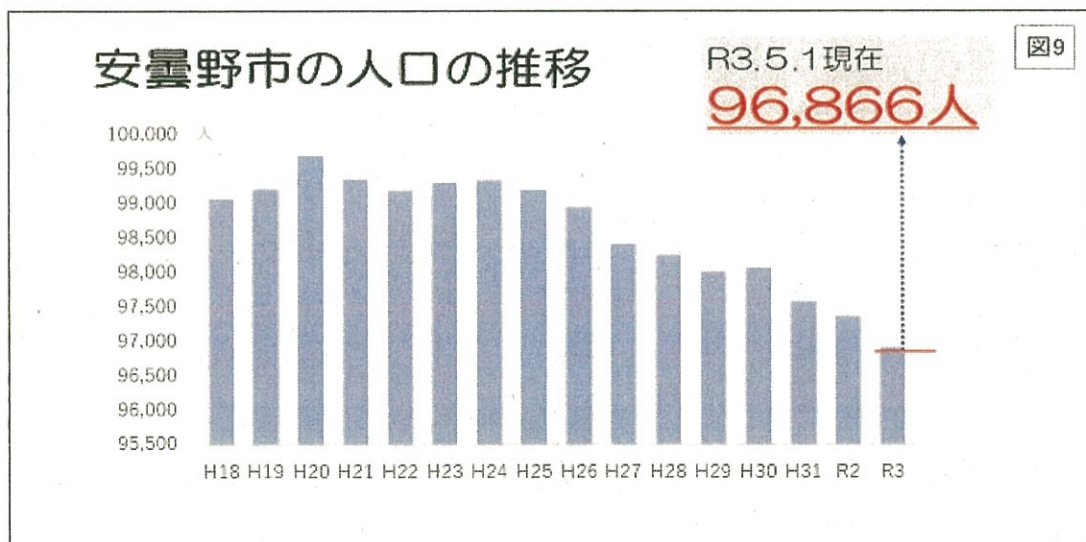


※拡大版は資料編P 29 参照

5 安曇野市の人口と児童生徒数

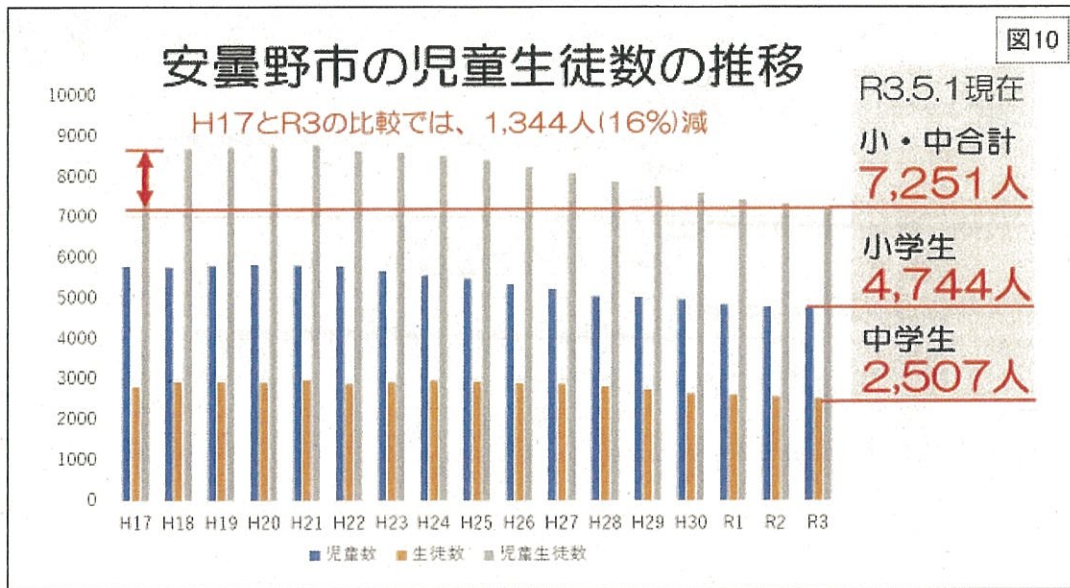
(1) 安曇野市の人口の推移

安曇野市の人口は、合併後しばらくして減少に転じ、減少傾向が続いており、令和3年5月1日現在 96,866 人となっています。(図9)



(2) 安曇野市の児童生徒数の推移 (合併時から現在まで)

安曇野市の児童生徒数は、令和3年5月1日現在、小学校児童数は4,744人、中学校生徒数2,507人で、合計7,251人です。合併直前の平成17年5月1日現在の児童生徒数(8,595人)と比較すると16年間に1,344人の減少(16%減)になります。(図10)



昨年と本年度を比べると、通常学級在籍児童生徒は128人減ですが、特別支援学級在籍児童生徒は48人増となっています。これを、学級数でみると、特別支援学級の学級数が増加傾向にあることから、全体の学級数の減少は小さい状況です。

(図11) 【参考】学級数について …資料編 P27 参照

現在の児童生徒数・学級数 R3.5.1 現在 図11

	児童生徒数			学級数		
	通常学級	特別支援学級	計	通常学級	特別支援学級	計
小学校	4,420	324	4,744	155	50	205
	-60	27	-33	-3	1	-2
中学校	2,327	180	2,507	76	29	105
	-68	21	-47	-2	1	-1
計	6,747	504	7,251	231	79	310
	-128	48	-80	-5	2	-3

減少
 増加
 減少
 減少
 増加
 減少

下段の数字は、R2.5.1との比較

(3) 今後の小・中学校の児童生徒数の予測と特徴

次に、今後の小・中学校別の児童生徒数を、出生数をもとに推測し、令和2年度と令和7年度の児童生徒数の今後5年間の増減率をみると、小学校でその率が高いのは、豊科東小(-35%)、堀金小(-28%)、穂高北小(-26%)、明北小(-24%)、明南小(-19%)となっています。

中学校では、堀金中(-24%)、明科中(-13%)となっています。全体で、521人減少する見込みです。(図12、図13)

図12

小学校別児童数のR7推計値とR2との比較

	R2(人)	R7*(人)	R7-R2(人)	増減率(%)
豊科南小	681	695	14	2
豊科北小	548	538	-10	-2
豊科東小	175	114	-61	-35
穂高南小	574	596	22	4
穂高北小	674	498	-176	-26
穂高西小	393	437	44	11
三郷小	928	873	-55	-6
堀金小	482	349	-133	-28
明南小	217	175	-42	-19
明北小	105	80	-25	-24
計	4777	4355	-422	-9

*出生数を基にした推計値 ○ 減少が著しい学校

図13

中学校別児童数のR7推計値とR2との比較

	R2(人)	R7*(人)	R7-R2(人)	増減率(%)
豊科南中	311	350	39	13
豊科北中	355	370	15	4
穂高東中	478	455	-23	-5
穂高西中	410	383	-27	-7
三郷中	507	503	-4	-1
堀金中	304	230	-74	-24
明科中	189	164	-25	-13
計	2554	2455	-99	-4
合計	7331	6810	-521	-7

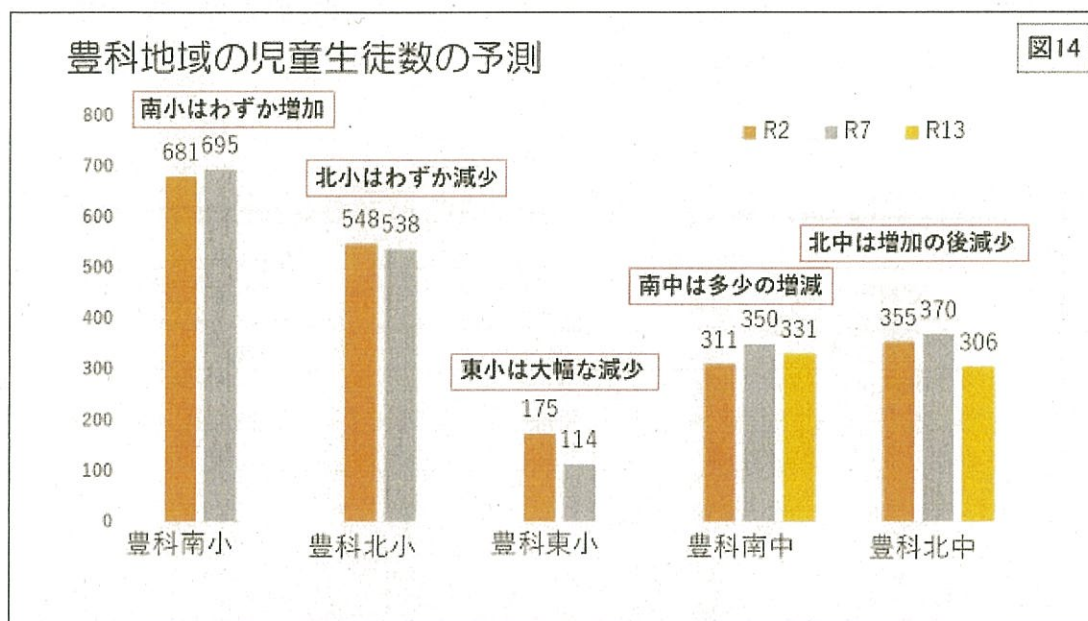
*出生数を基にした推計値 ○ 減少が著しい学校

令和7年には、令和2年と比べて市内小中学校全体で521人減少することが予測される。

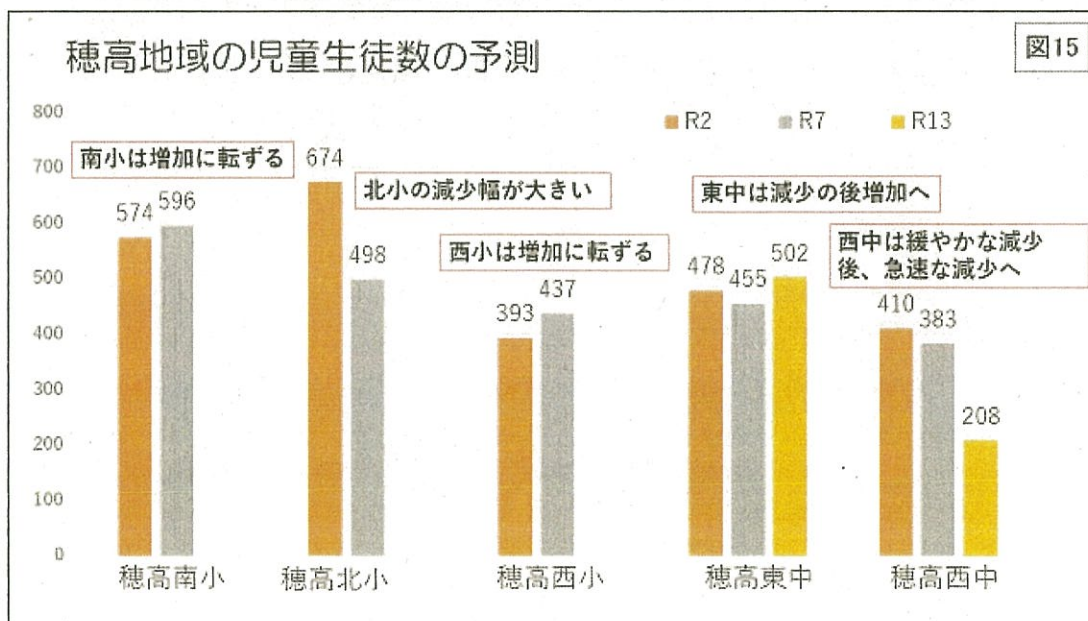
(4) 地域ごとにみた学校別児童生徒数の予測

〔豊科地域〕豊科南小はわずか増加、豊科北小はわずか減少、豊科東小は大幅な減少となる見込みです。豊科南中と豊科北中は5年後まで増加した後、減少していくと思われます。その減少幅は、豊科北中が豊科南中よりも大きいと見込まれます。

(図 14)

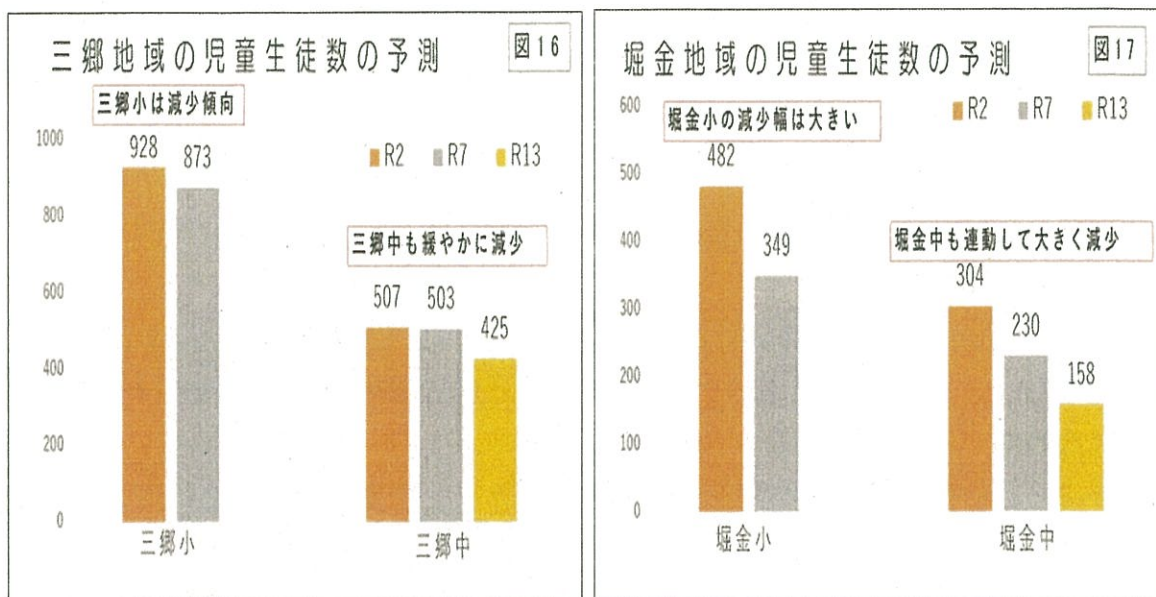


〔穂高地域〕穂高南小と穂高西小は、増加に転ずる一方、穂高北小は大幅に減少することが見込まれます。穂高東中は減少の後、増加へ、穂高西中は緩やかな減少後、急速に減少するものと思われます。(図 15)



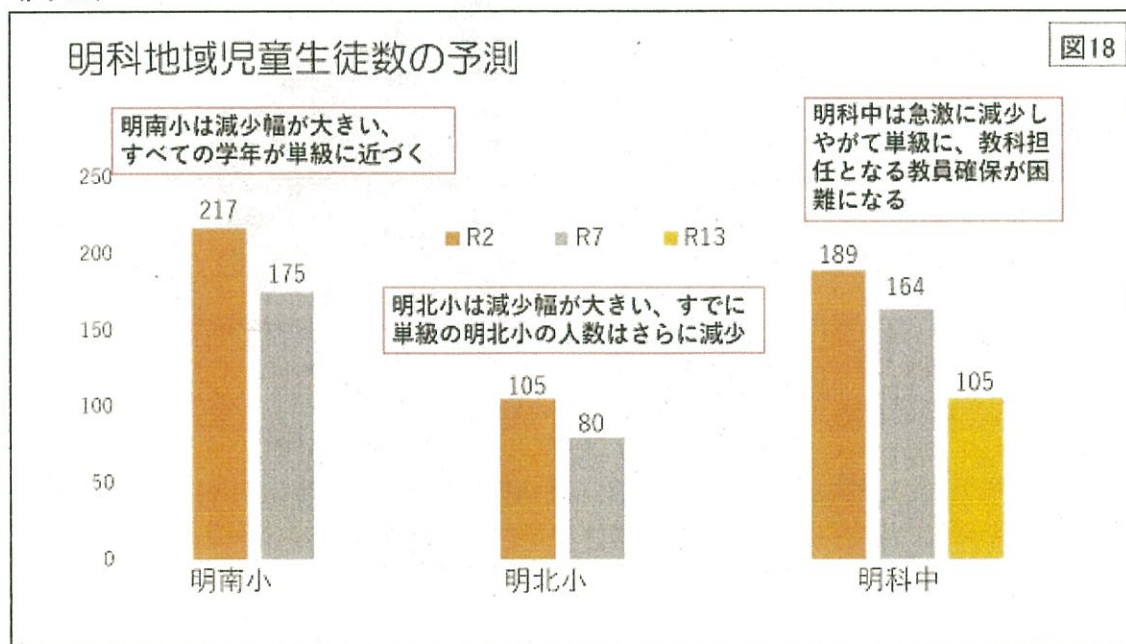
〔三郷地域〕三郷小と三郷中は緩やかに減少していくものと思われます。(図16)

〔堀金地域〕堀金小の減少幅は大きく、堀金中は、堀金小に連動する形で大きく減少するものと思われます。(図17)



〔明科地域〕明南小、明北小ともに減少幅が大きく、明南小はすべての学年が単級に近づく見込みです。すでに単級の明北小のクラスの人数はさらに減少する予測です。明科中は急激に減少しやがて単級になっていきます。そうなると、すべての教科で教科担任が学習指導を行うための教員確保が困難になるものと思われます。

(図18)



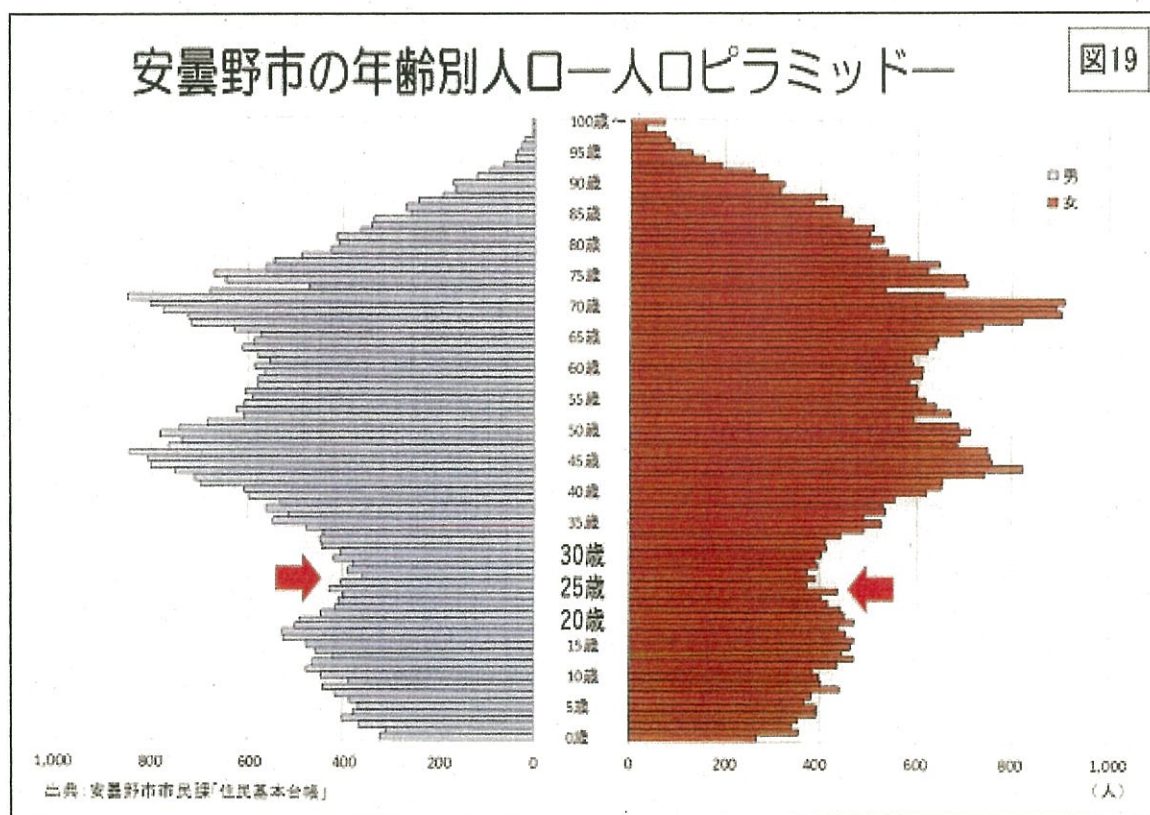
6 安曇野市の未来を担う世代の状況

(1) 安曇野市の年齢別人口（人口ピラミッド）からみた課題（図19）

安曇野市の年齢別人口＝人口ピラミッドをみると、男女ともに20歳代半ばで大幅に人口が少なくなっていることが特徴です。この背景には、高校卒業後の進学、就職等で市外への転出が多いことがあげられますが、実際には、大学を卒業または就職する時点で住民票を移す結果、一気に人口が減少するのではないかと推測されます。その後は、4～5年後から徐々に安曇野に戻ってくる傾向が反映されているものと推測します。

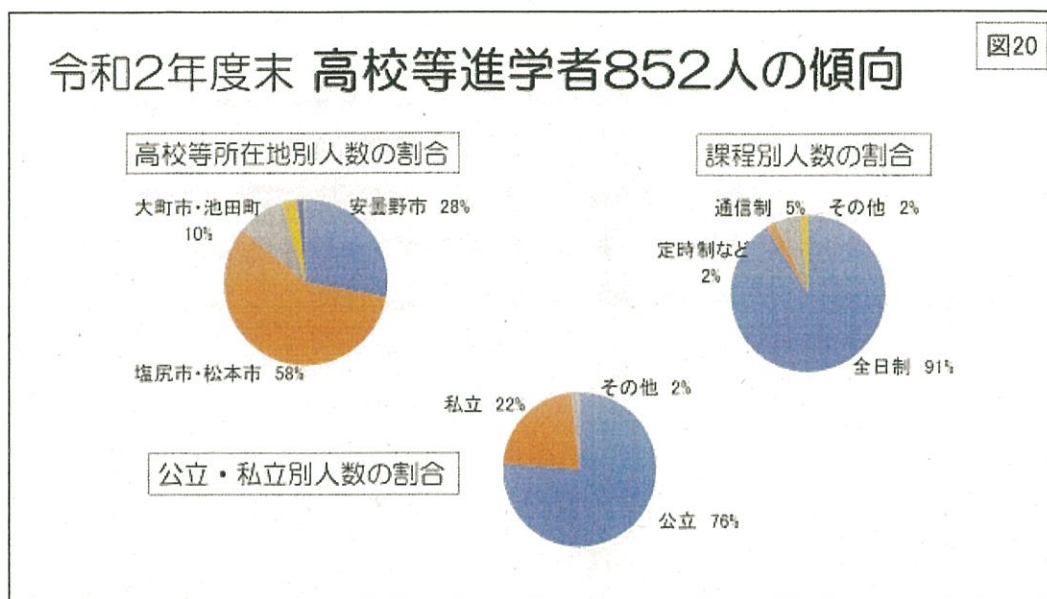
また、14歳以下の人口減少は今後も続く見込みのため、市としても出生数を伸ばす対策を講じていますが、仮にこの状況が続けば、現在の学校数を維持することが困難な時期が早晚到来することが懸念されます。

今後、安曇野市が持続可能な活力ある自治体として生き残るためには、小中学校や高校の時代に安曇野のよさ、地域の魅力、ふるさとを心に刻んでもらえるか、安曇野地域にあるさまざまな分野の優良企業や働く場があることを認識してもらえるかなどの小中高を通じたキャリア教育についても連携して取り組む必要があるととらえています。



(2) 中学校卒業者の進路状況

令和2年度末の高校進学者852人中、安曇野市内の高校等へは27.9%、松本市、塩尻市の高校等へは57.7%、大町市・池田町の高校等へは9.6%となっています。また、公立が76.2%、私立が22.1%です。(図20)



* 図20の「大町市・池田町」には、池田町にある長野県安曇養護学校高等部への進学者5名が含まれています。同校高等部には平成22年4月に募集定員8名の「あづみ野分教室」が、県南安曇農業高校内に開室され、令和3年に高等部へ進学した5名中2名が通学しています。「地域との関係を深めた作業学習、日常生活に必要なコミュニケーション能力を高める学習、就労に向けての力をつける学習」に取り組む特色ある教育を行っています。

7 市民が期待する小・中学校の姿と市が目指す活力ある学校の姿

(1) 「市民アンケート調査」からみた期待する小・中学校 (図21)

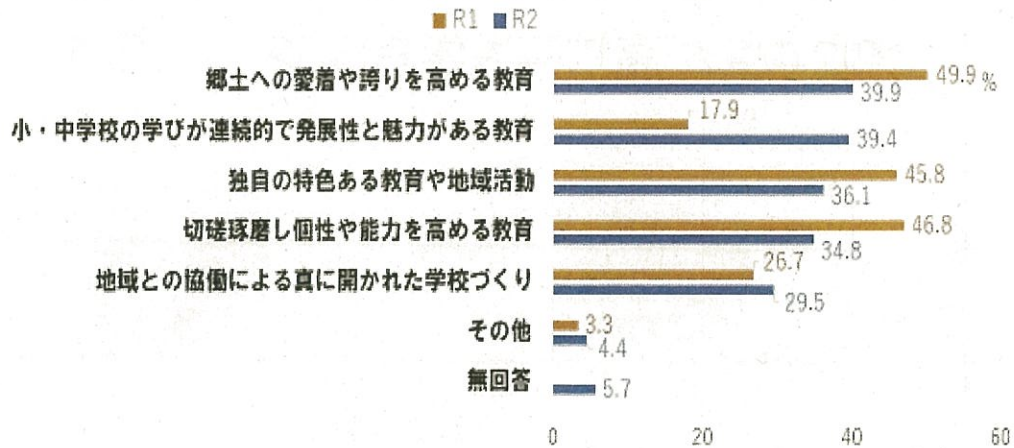
安曇野市政策部政策経営課が実施した「市政全般に関する市民意識調査」の「学び合い人と文化を育むまち」の教育に関する質問項目として、令和元年度調査では「あなたが期待するこれからの安曇野市の小中学校の姿はどれですか。」、令和2年度調査では「あなたは、特色ある学校づくりのため、市では、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか」(複数回答)を尋ねました。

その結果、市民が期待する安曇野市の小中学校の姿は、「小・中学校の学びが連続的で発展性と魅力がある教育」に期待が高まっている一方で、「地域とともに育っていく真に開かれた学校」に一層力を入れる必要があることがわかりました。

図21

期待する小・中学校の教育

—令和元年度・令和2年度「市民意識調査」から



市政全般に関する市民意識調査(市内在住の18歳以上2000人、無作為抽出、質問紙調査、複数回答)
 令和元年度: 令和2年2~4月実施(有効回答者数317件) 令和2年度: 令和3年2~4月実施(有効回答者数343件)

(2) 市が目指す活力ある学校の姿

教育委員協議会では、アンケート結果等をもとに、「安曇野市が目指す活力ある学校」とはどのような学校かについて協議し、期待する「これからの学校」、目指す「活力ある学校」として、次の5つにまとめました。(図22)

図22

期待する「これからの学校」の姿

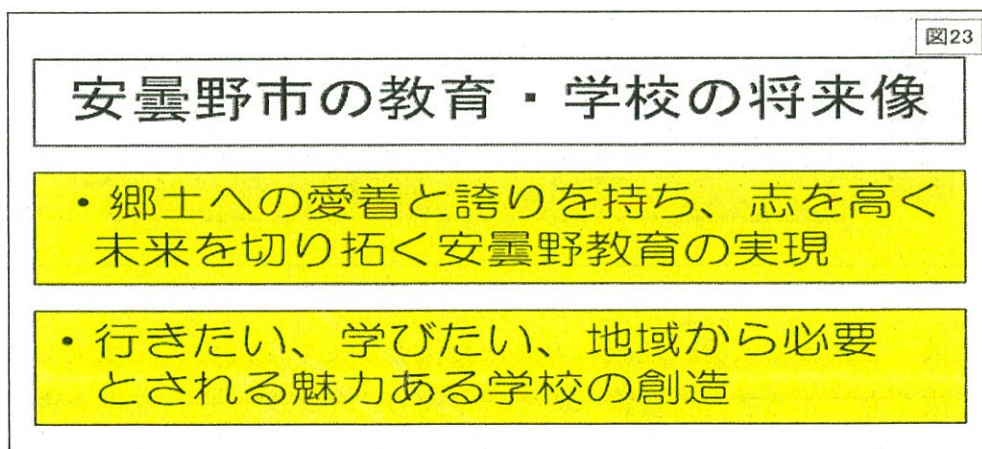
- ① 独自の特色ある教育や地域活動を活発に行う学校
- ② 地域との協働による真に開かれた学校
- ③ 切磋琢磨し個性や能力を高める学校
- ④ 郷土への愛着や誇りを高める学校
- ⑤ 小・中の学びが連続的で発展性と魅力がある学校

目指す「活力ある学校」の姿

- ① 独自の特色ある教育や地域活動を活発に行う学校
地域住民、児童生徒や教職員の思いが大切にされ、創意工夫を凝らした独自の特色ある教育活動を展開する学校
- ② 地域との協働による真に開かれた学校
保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させたり、学校の様々な課題解決に地域住民が積極的に参加したりして、地域とともにつくっていく真に開かれた学校
- ③ 切磋琢磨し個性や能力を高める学校
一定数の児童生徒がともに生活する学校で、多様な考えをもつ人間が触れ合い学び合って、切磋琢磨しながら個性や能力を高めていく学校
- ④ 郷土への愛着や誇りを高める学校
地域の豊かな自然・歴史・文化・地域産業資源に着目した体験的な活動を多く取り入れ、郷土への愛着や誇りを育む学校
- ⑤ 小・中学校の学びが連続的で発展性と魅力がある学校
現在ある小学校と中学校を組み合わせで一貫教育を行う「小中一貫教育」の導入、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して一体的に行う小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校の設置など、学校（区）ごとに理念や方針を明確にした魅力ある学校

8 安曇野市の教育・学校の将来像

さらに、これからの安曇野市が目指す教育・学校の将来像として、大きく2つの目標を設定しました。(図23)

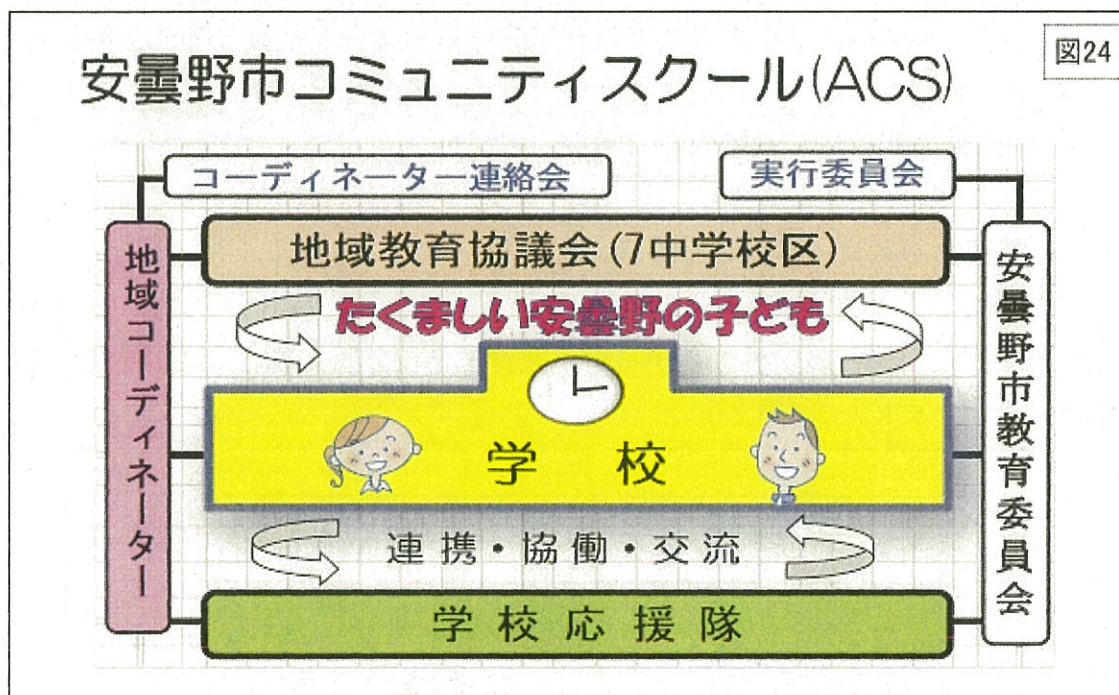


9 「活力ある学校づくり」を目指した具体的方策

2つの教育・学校の将来像を目指して、5つの学校を掲げ、安曇野市立小・中学校の学びの環境をよりよいものにしていくために、コミュニティスクールの活性化、小中一貫教育の導入、「安曇野の時間」の創出の3つの柱を立てました。

(1) コミュニティスクールの活性化


コミュニティスクールとは、「保護者や地域住民の協力と支援で、地域とともにつくる学校づくりを行うためのしくみ」のことです。安曇野市では、平成21年度から安曇野市学校支援地域本部事業を取り入れ、平成26年度からは安曇野市スクールサポート事業、平成29年度からは、県教育委員会が推奨している信州型コミュニティスクールとして、「安曇野市コミュニティスクール(ACS)」の名称で体制を整備し、^{※5}7中学校区ごとの地域教育協議会や学校支援ボランティア（学校応援隊）、実行委員会などを組織して令和4年3月まで推進してきました。（図24）




その結果、これまで大勢の地域の方々に支援をしていただき、児童生徒は、「社会で生き抜く力、ふるさと安曇野への愛着や誇り、学ぶ楽しさ」などを育てていただいています。また、地域の方々からは「やりがいや生きがいを感じる、かかわる

ことが楽しい、子どもから元気をもらう」と嬉しい言葉をいただいておりますが、一方で、「学校に関心はあるが、どうやって協力したらよいかわからない、かかわり方がわからない」「経験や知識を子どもたちにもっと伝えたい」「敷居がまだまだ高い気がする」などの意見もいただいております。学校からは、「いつでも学校に来ていただけるような柔軟なしくみが欲しい」という声が寄せられました。(図 25)


ACS(安曇野市コミュニティスクール)の成果と課題 図25




①
裁縫学習




②
総合(太鼓)



③
八面大王劇



④
クラブ活動(折り紙)



⑤
自主学習

〔児童生徒〕 ● “社会で生き抜く力、ふるさと安曇野への愛着や誇り、学ぶ楽しさ” が育っている
 〔地域〕 ● “やりがいや生きがい”を感じる、かかわることが楽しい、子どもから元気をもらう
 ▲ 「学校に関心はあるが、どうやって協力したらよいかわからない、かかわり方がわからない」
 「経験や知識を子どもたちにもっと伝えたい」「敷居がまだまだ高い気がする」
 〔学校〕 ▲ 「いつでも学校に来ていただけるような柔軟なしくみが欲しい」

➡ 地域とともに、真に開かれた学校を目指す

そこで、現在の組織を見直し、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させ、学校の様々な課題解決に地域住民がもっと積極的に参加して、地域とともにつくっていく真に開かれた学校づくりを更に進めるため、新たに **17 小中学校ごとに** 学校運営協議会を導入した国型のコミュニティ・スクールへの移行を目指すことにしました。国型のコミュニティ・スクールでは、これまでの学校と地域とのかかわり方が、連携から協働へとより密度の濃いものを目指すことになることから、これまでの安曇野市コミュニティスクールで用いてきた名称も、理念や考え方を反映したものにするため変更したいと考えています。(図 26、27)

- ・ 地域教育協議会 ➡ 学校運営協議会
- ・ 学校応援隊 ➡ 地域学校協働本部 (仮称「ボランティア会」)
- ・ 地域コーディネーター ➡ 地域学校協働活動推進員

図26

コミュニティスクールの活性化

学校運営協議会と地域学校協働活動による 安曇野市コミュニティスクールの構築

学校運営に保護者や地域住民の意見を反映し、学校の様々な課題解決に地域住民がより積極的に参加できる体制へ

➡ 国型コミュニティ・スクールへ

図27

R4.4からの新体制*のイメージ図



*「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」(H29.4施行)

(2) 新たな学校運営協議会の主な役割と協議会運営のポイント

各学校に設置される学校運営協議会の主な役割は3つあります。(図28)

図28

学校運営協議会の主な役割

①校長が作成する学校運営の基本方針を協議し決定する。

②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べる
ことができる。

③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項に
ついて教育委員会に意見を述べる
ことができる。

なお、③については、ここでの任用に関する意見は、分限処分、懲戒処分、勤務条件等の決定にかかわる事項は含まれません。つまり、実現しようとする教育目標に沿った教職員の配置、教職員構成のあり方等を求めるものであり、目指す学校像、学校運営ビジョンを実現させるための意見ということになります。

次に、学校運営協議会の運営のポイントを3つに整理しました。

- ① 委員は、非常勤特別職の公務員として、教育委員会から任命されます。
- ② 委員は、合議体の協議会運営者として、当事者意識をもって臨むことが求められます。
- ③ 委員は、会議における司会・記録・事務等を率先して行うことにより、自立した運営を行うことが大切です。学校任せにせず、学校に負担をかけない運営体制を構築する必要があります。

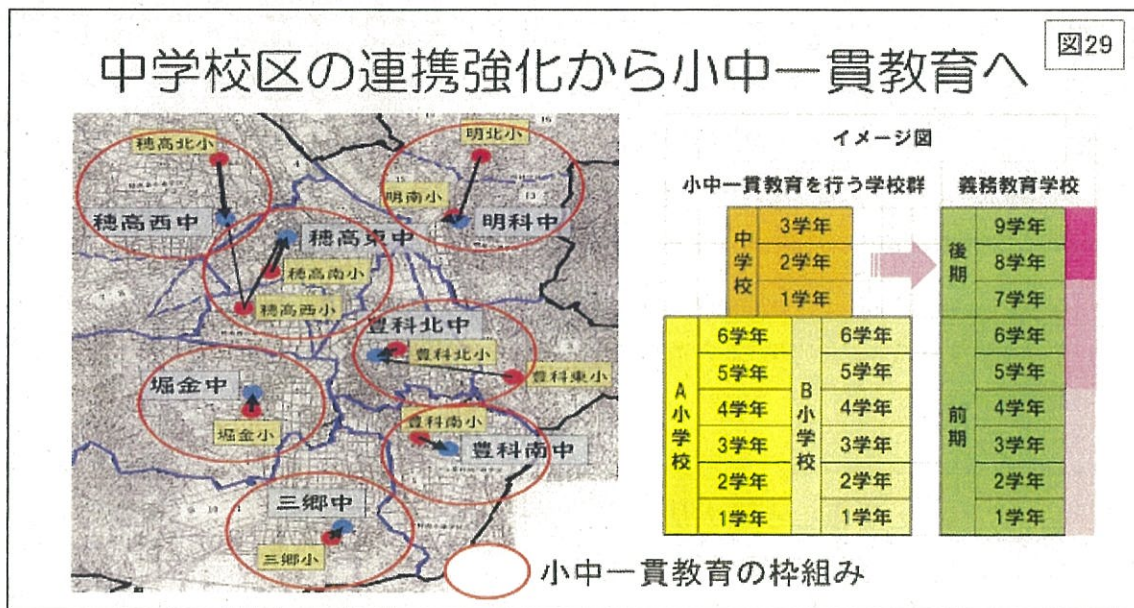
(3) 新しいコミュニティ・スクールへの移行で変わる事・期待される事

- ・各学校に学校運営協議会を設置することで、協議会の開催回数を増やすことができ、地域住民が学校の様々な課題により当事者意識を持って積極的に参加し、学校と地域と一緒に問題解決に当たることが期待できる。(真に開かれた学校)
- ・学校応援隊を組織化し、地域住民が運営するボランティア会とすることにより、学校の支援要請にスピーディーに応えることができる。(無償のボランティア活動)
- ・学校が地域コミュニティのよりどころ(拠点)となる。

(4) 小中一貫教育の導入

今後の日本の教育に求められることとして、松本大学山崎保寿教授は、教育委員協議会での講演会（令和2年2月18日）の中で、「これからの学校は、同一学区内の小・中学校が、学校教育目標や目指す子ども像を共有し、その達成に向けて小・中学校9年間を通じた系統的な教育活動（教育課程）を展開することにより、児童生徒のより豊かな学びと成長を実現していくことが大切だ」というお話をされました。これを受けて、安曇野市ではこれまでも行ってきた中学校区での小中連携教育をさらに発展させ、小中一貫教育の導入を目指すことにしました。

(5) 安曇野市の目指す小中一貫教育の枠組み (図 29)



(6) 安曇野市小中一貫教育に向けた市指定校研究 (図 30、図 31)

安曇野市教育委員会では、小中一貫教育の導入により、9年間の継続的で段階的な学びを実現させ、図 38 に掲げる期待される小中一貫教育の効果、たとえば「中1ギャップ」^{※8}の解消のほか、郷土への誇りや愛着の醸成、学力、個性や能力の伸長、小中の教職員が深い児童生徒理解に基づいた連携した指導や、学び合って指導力を向上させることなどについて具体的にその方法や課題等を明らかにしたいと考えました。そのために、指定校研究を実施することとし、令和2年度・3年度に、明北小学校、明南小学校、明科中学校を指定し、次のような内容で研究・実践を重ねています。

- ・同一学区の小・中学校が目指す「たくましい安曇野の子ども」の具体像
- ・児童生徒の実態や地域の特性を基にした「9年間を通じた教育課程」
※9
- ・教育課程特例校制度の活用^{※9}の検討（魅力ある特色ある学校の創出）
- ・小学校における教科担任制^{※10}の導入
- ・明科南・北認定こども園や明科高校との連携
- ・今後の新しいコミュニティ・スクールとの一体的な取り組み
- ・義務教育学校^{※6}創設の可能性 など

安曇野市が目指す小中一貫教育

図30

→施設分離型小中一貫校



- ①穂高南小—穂高西小—穂高東中
- ②穂高北小—穂高西小—穂高西中
- ③豊科北小—豊科東小—豊科北中
- ④明南小—明北小—明科中<市研究指定校>
- ⑤豊科南小—豊科南中
- ⑥堀金小—堀金中
- ⑦三郷小—三郷中

※穂高西小は、穂高東中と穂高西中の2中学校へ進学

期待される小中一貫教育の効果

図31

- ・新たな学年のまとまり→①継続的で段階的な学びの実現
- ・願いや育てたい子ども像の共有→②意欲の継続と学びの自信
- ・地域の自然・文化・歴史の系統的な学び→③郷土への誇りや愛着
- ・多様な人との触れ合いや切磋琢磨→④学力、個性や能力の伸長
- ・異年齢交流の機会の創出→⑤思いやりや社会性、自尊感情の醸成
- ・「10歳の壁」や「中1ギャップ」→⑥不安感の軽減 ※7 ※8
- ・教職員の子ども理解に基づく指導→⑦個に応じた支援の充実
- ・教育課程特例校制度等の活用→⑧学校の新たな魅力づくり ※9
- ・コミュニティスクールの活性化→⑨地域とともにある学校づくり

(7) 「安曇野の時間」(仮称)の創設

安曇野市立小・中学校では、ふるさとである安曇野市の自然や文化、歴史等について、地域に出かけて調査活動を行ったり、地域の方々から直接お話をお聞きしたりして、折に触れて体験的・探究的に学んできています。そして、そのことは、各小中学校の特色ある教育活動ともなっています。

これらを、小中一貫教育の中で改めて見直し、この地で教育を受ける児童生徒にとって、どのような内容をいつの時期(年齢)に学ぶことがよいのかを整理し体系化して、安曇野市に対するより深い理解のもと、ふるさとに対する愛着や誇り、自信につなげたいと願い、「安曇野の時間(仮称)」という形に位置づけたいと考えています。(図32)

さらに、県立高校では、「信州学」を中心にして主体的・対話的で深い学びの実現を目指しているので、市内4高校でも安曇野市の地域素材を教材として活用し、探究的な学びが実現するよう連携を強化していきたいと考えています。

なお、市教育委員会文化課では、安曇野市誌編纂事業を本格的にスタートさせますが、この中で「子ども版『安曇野市誌』」についても検討しています。将来的には、「安曇野の時間」のテキストとして活用できるよう連携を図ってまいります。

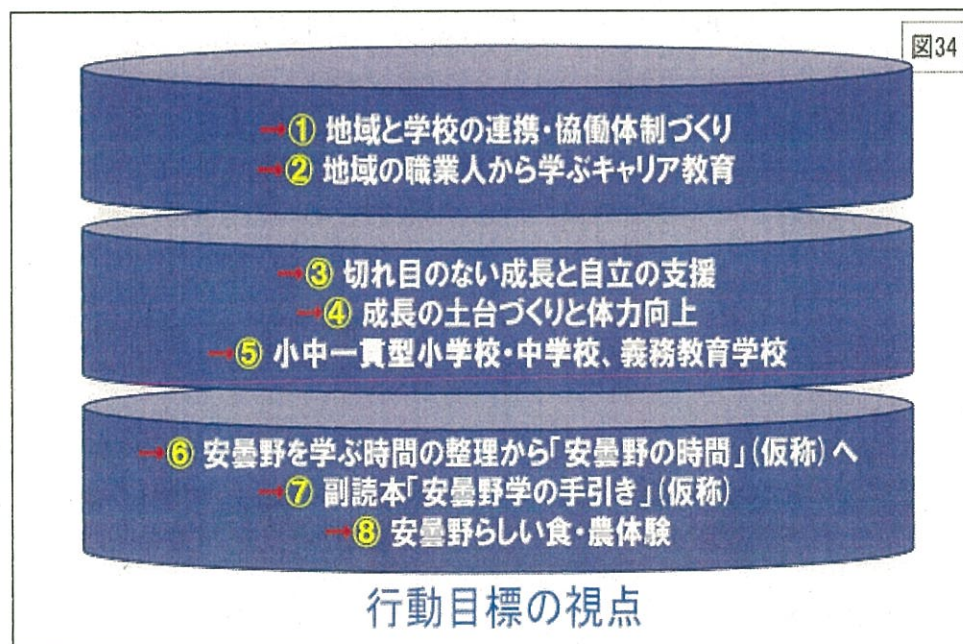
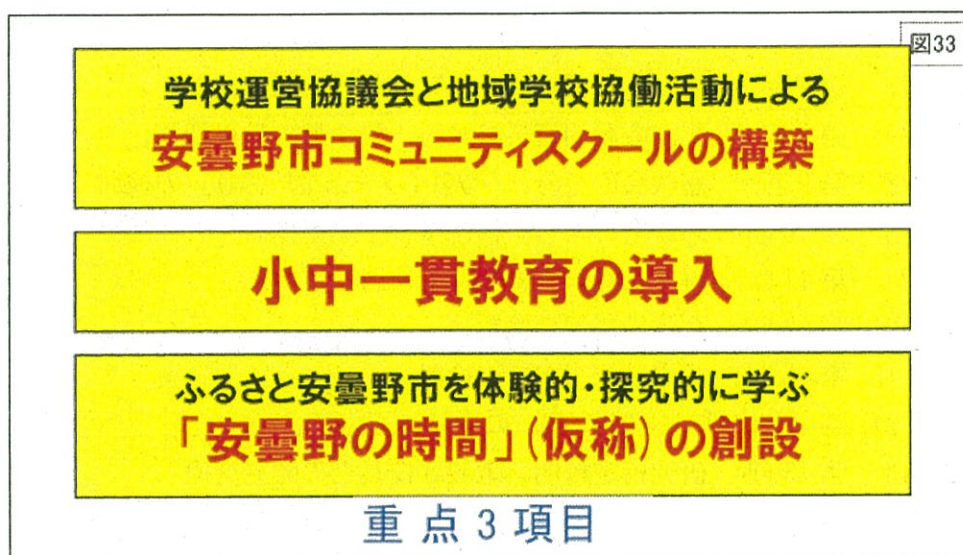
図32

「安曇野の時間(仮称)」とは

- ・安曇野市の自然・文化・歴史・産業などについて、現在行っている学習活動を、小中一貫教育の視点で整理し、体系化したもの。
- ・安曇野市に対するより深い理解のもと、ふるさとに対する愛着や誇り、自信につなげたい。

10 これからの安曇野市の教育・学校のあり方について（まとめ）

以上のように、重点3項目(図33)を掲げ、行動目標の視点(図34)について相互に関連づけながら、この地で学ぶすべての子どもたちが、持てる力を伸ばし、心豊かにたくましく生き抜く力を育む教育環境を、学校・地域とともにつくっていく基本的立場に立って、「郷土への愛着と誇りを持ち、志を高く未来を切り拓く安曇野教育の実現」「行きたい、学びたい、地域から必要とされる魅力ある学校の創造」を目指してまいります。



【資料編】

安曇野市立小・中学校将来構想(案)の策定までの経過

(1) 安曇野市教育委員協議会の開催状況(開催日、主な協議内容等)

R1. 11. 28	第1回	児童生徒数の最新予測、国・県の考え方共有
R1. 12. 25	第2回	検討項目の整理、県内他市の事例研究
R2. 1. 29	第3回	市民意識調査の活用、明科北認定こども園の方針確認
R2. 2. 18	第4回	松本大学山崎保寿教授の講演会
R2. 3. 26	第5回	学校施設改修・長寿命化改良工事の確認
R2. 4. 23	第6回	安曇野市小中学校の学校沿革史の確認
R2. 5. 27	第7回	懇談会説明資料の検討、県外視察の検討
R2. 6. 29	第8回	懇談会説明資料の検討、懇談会の日程調整
R2. 7. 28	第9回	懇談会の報告、「構想イメージ図(案)」の検討
R2. 8. 25	第10回	懇談会の報告、構想案骨子案の検討
R2. 9. 24	第11回	将来構想(素案)の検討
R2. 10. 21	第12回	全体構想図の検討
R2. 11. 16	第13回	将来構想(案)の検討
R2. 12. 21	第14回	将来構想(案)の検討
R3. 1. 13	第15回	研究指定校明科地域3校長との意見交換

(2) 各種団体・組織と行った懇談会(開催日、懇談先、参加人数等)^{*}

R2. 7. 7	区長会正副会長会	安曇野市区長会正副会長 5人
R2. 7. 9~8. 5	地域教育協議会	地域教育協議会委員のべ 84人、17会場
R2. 7. 14	市校長会	小中学校校長 17人
R2. 7. 21	県教委	中信教育事務所長ほか 2人
R2. 7. 27	社会教育委員	市社会教育委員 12人
R2. 8. 3	県教組安曇野支部	執行委員長ほか役員 8人
R2. 8. 19	市内4高校長	市内高校長 4人
R2. 10. 6	退職校長会南安支会	会長、副会長、幹事 7人
R2. 10. 12	公民館関係者	公民館長 5人、社会教育指導員 6人
R. 2. 10. 22	市教頭会	小中学校教頭 17人
R. 2. 11. 13	市P連役員会	市P連役員 9人
R. 2. 11. 18	市園長会	認定こども園・幼稚園園長 19人

*教育委員協議会事務局が行った懇談を含む。

2 用語解説

※1 西田幾多郎碑

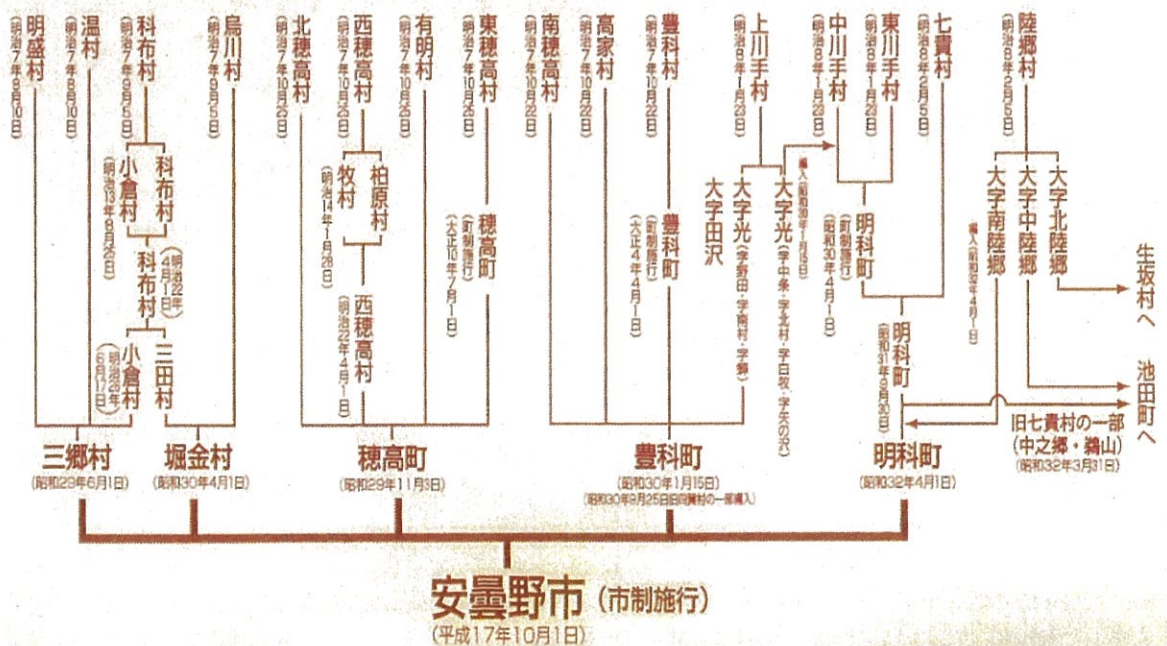
西田幾多郎詩碑は、豊科高家の信濃教育会生涯学習センターの北、旧高家小学校跡にある。日本紀元 2600 年を祝した記念事業の一環で、建碑は昭和 15 年、当時の藤沢利男校長が「教育尊重の村風」を踏まえ、西田の言葉と揮毫を高木幸村長に提案し、教育を思う村民の精神を、後世に伝えようと学校の玄関脇に碑の建立が実現した。

※2 南安曇教育文化会館

安曇野市本庁舎東側に、安曇野市の教師たちが自ら専門性を磨き合う研修活動の拠点としている南安曇教育文化会館がある。館内には、大正 13 年に、現職教員から初めて推挙された初代の南安曇教育会長 岡村千馬太先生の像や、後の総理大臣犬飼毅に揮毫を依頼し、座右の銘としていた掛け軸「知時務持大節則師道立矣」等、この地域ゆかりの先達が残した数々の遺品や、調査研究資料等が保管されている。

また、隣接する南側には、旧豊科中学校時代から引き継がれた「思索の庭」があり、教育哲学者木村素衛先生や三郷野沢出身の哲学者務台理作先生の詩碑が建立され、「教育の真なるもの、教師のあるべき姿を問い続け、求め続ける教師」の思いを新たにす場となっている。

※3 安曇野市の誕生まで一明治からの沿革小史



(安曇野市勢要覧 2020 より)

※4 総合教育会議とは

平成 27 年 4 月施行の改正地方教育行政法に基づき、教育政策について協議・調整するため設置された。市長と市教育委員会（教育長及び教育委員）で構成され、市長が招集する。

※5 コミュニティ・スクールが登場する背景

1990 年代前半まで「学校教育は学校が担うべきもので、地域住民や保護者等は学校教育に介入しない」という考え方が根強く浸透していたが、1990 年代後半になると、地域住民や保護者等が学校に参画する必要性が指摘されるようになった。

さらに、複雑・多様化した子どもや学校の抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図るためにコミュニティ・スクールを創出し、学校運営に広く保護者や地域住民がその当事者として参画し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進することとなる。（文部科学省 HP から）

※6 小中一貫校、義務教育学校とは

義務教育学校は、平成 28 年の学校教育法の改正により誕生（学校教育法第 1 条の中で「幼稚園、小学校、中学校など」とともに教育施設として新たに規定されたことから「1 条校」と呼ばれている）。9 年間の義務教育を一貫して行う新しい日本の学校。小中一貫校の一種。従来の 6-3 制の枠組みにとらわれることなく、小中の学年の区切りを柔軟に変えたカリキュラム編成が可能になった。

現行の小・中学校との違い（例）：早期カリキュラムの導入、小学校段階からの教科担任制、児童会と生徒会・学校行事・校則の小中一体化、小中一貫の部活動などが可能となる。

○小中一貫校と義務教育学校の主な違い

小中一貫型小学校・中学校の校長はそれぞれに配置されるが、義務教育学校の校長は 1 人。義務教育学校の教員は、原則として小中学校両方の教員免許状が必要となる。

○長野県の義務教育学校は、令和 3 年 4 月現在、信濃小中学校（上水内郡信濃町）、美麻小中学校（大町市）、根羽学園（下伊那郡根羽村）の 3 校が設置されている。

○義務教育学校を視野においた小中一貫教育の例

9 年間を通じた教育課程の創出（児童生徒の実態や地域の特性から）

※学年のまとまりを「4-3-2 年」に見直した場合

- 1～4年生 学級担任制—基礎・基本の定着を図る学習
(読み・書き・計算の習得、自己主導の学びを重視)
- 5～7年生 教科担任制—個性・能力(適性)の伸長を図る学習
(学力の定着と個々の能力を引き出す習熟度別学習の充実、考える力や社会性を育む協同の学びを重視)
- 8～9年生 教科担任制—個性・能力(適性)の一層の伸長を図る学習
(自学自習、思考力・判断力・表現力を発揮した探究力、情報発信力を重視)

※7 「10歳の壁」とは

「10歳の壁」とは、小学校4年生前後の時期に子どもが直面しかねない、勉強面や内面的成長の変化を指す言葉。「9歳の壁」「小4の壁」とも呼ばれる。年齢に応じた子ども発達段階と深く関係しており、発達の個人差が顕著になり、身体も成長し、自己肯定感を持ち始める反面、自己に対する肯定的な意識を持たず、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、抽象的な概念も理解するようになる時期とも言われる。実際に、算数の分数や割り算につまずいてしまうことがあるため、丁寧な指導が必要である。

※8 「中1ギャップ」とは

小学生が中学1年生に進級した際に、今までと全く違う学校生活や授業のやり方、学習内容、人間関係の変化などから、新しい環境になじめない現象のこと。不登校となったり、いじめが急増したりするなどの問題につながることもあると言われている。

※9 教育課程特例校制度の活用

教育課程特例校制度とは、文部科学大臣が、学校教育法に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度である。(文部科学省HP)

他地域の学校にはない特色ある魅力あふれる学校づくりを図る。

※10 小学校における「教科担任制」とは

小学校では、教科等の学習指導を、原則として学級担任と一部専科教員が担っているが、高学年において教科を選んで、学年内や学校内の教員による教科担当者を決め、授業交換等により教科指導を学級担任以外の教員が行うこと。小中一貫校では、小中の教員による授業交換も可能となる。

3 学級数について

(1) 学級の人数の基準〔令和3年4月現在〕

小中学校の学級の人数を国は40人（小学校1、2年生が35人）を標準と定める。長野県は全学級で35人、特別支援学級8人を基準としている。

※国の標準の考え方によると、学級編制の標準は40人を上限とすることから、下限は20人と算定できる。

※学級編制の標準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を参照

(2) 学級数減少に伴う「懸念される一般的な課題」

- ・社会性やコミュニケーション力を伸ばす場をつくりにくい。
- ・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定しやすい。
- ・協働的な学びの設定が難しい。
- ・限られた数の教員の中で、多様な専門性に触れる機会が少なくなる。
- ・切磋琢磨して競い合って育つ場面をつくりにくい。
- ・教員への依存心が強まる可能性がある。
- ・進学等の際に大きな集団へすぐに適応できない可能性がある。
- ・同世代の多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが少ない。
- ・大勢の中で活動する機会が少なく、多面的な評価を受けることが難しい。

(3) 望ましい学級数の考え方

小学校では、まず複式学級解消のため少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには、1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい。

中学校では、（略）少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要。また、免許外指導をなくしたり、すべての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

（文部科学省（H27）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」）

安曇野市教育大綱

期間：平成30年12月18日～令和5年3月31日

〈平成30年12月18日開催 総合教育会議で決定〉

基本理念

子どもが健やかに育ち、生涯を通じて学び合い、文化を創り育むまちを築きます。

基本方針

- 1 “からだを動かし、頭で考え、心に感ずる”「たくましい安曇野の子ども」を乳幼児期から学齢期のそれぞれの発達に応じて、連携して育みます。
- 2 豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育を充実し、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育みます。
- 3 安曇野の自然や人の中で、豊かな体験や交流を通して人間形成を図る保育・教育に取り組みます。
- 4 生涯の各段階に応じた学習機会を充実させ、生きがいをもって地域社会で活躍できる生涯学習社会の構築を図ります。
- 5 スポーツ活動の充実を図り、だれもが健康で笑顔あふれ、活力みなぎるまちを目指します。
- 6 先人が培ってきた歴史や文化を基にした文化芸術の振興を図り、“文化のかおり高いまち”をつくります。
- 7 市民の多様化する「学び」の要望に応え、本や情報と人とが出会い交流する広場を創出し、知と心が満たされる社会の実現を目指します。



からだを動かし、頭で考え、心に感ずる *
“たくましい安曇野の子ども”

未来を担う
 安曇野市の宝

* 文芸評論家・作家 臼井吉見（1905-1987 安曇野市）の講演「中学生諸君に望む」（1967）から

＜教育理念＞ 子どもが健やかに育ち、生涯を通じて学び合い、文化を創り育むまちを築きます 安曇野市教育大綱（H30.12.18 総合教育会議で決定）

— 願う 児童生徒、教師、学校の姿 —

自ら動く児童生徒

- ・自ら判断し行動する児童生徒
- ・自信をもって自己を表出する児童生徒

学び続ける教師

- ・豊かな発想でのびのびと自らを高める教師
- ・明るく元気に、笑顔で子どもの前に立つ教師

地域へ飛び出す—地域との連携を強める学校

- ・地域の“ひと・もの・こと”と積極的なかかわりを持ち、特色ある豊かな学習を展開する学校

市内全校で取り組む内容

- (1) 電子黒板や一人1台端末を活用した授業づくり ICT機器を活用した主体的に学ぶ学習の展開
- (2) 健康増進、体を動かす機会の創出 「手作りお弁当の日」の実施、自力登下校の促進
- (3) 郷土への愛着や誇りの醸成 地域学習の充実、安曇野市歌・あつみの健康体操の普及
- (4) 共生社会への基盤づくり 副学籍の活用と交流及び共同学習の推進
- (5) 連携と交流 幼保小中高の連携強化、民間施設との関係強化、ボランティア会の立ち上げ
- (6) 健全育成 「情報機器の運用規定やルールづくり」と心身の健康被害防止啓発
- (7) 命・人権の尊重 新型コロナウイルス感染症対策と人権教育の推進、交通事故対策以外の強化

市研究指定校

- (1) 「明科中学校区における小中一貫教育」(2年次) …明北小・明南小・明科中
- (2) 「ICT機器を積極的に活用した授業づくり」(新規) …豊科北小・穂高北小・穂高東中
- (3) 「国型コミュニティ・スクール移行に向けた体制づくり」(新規) …堀金小・堀金中

“たくましい安曇野の子ども”を目指す安曇野市立小中学校の将来構想(案)

- 重点① コミュニティスクールの活性化 ② 小中一貫教育の導入 ③ 「あつみの安曇野の時間(仮称)」の創設

※令和3年度内に策定予定

家庭・地域

幼稚園・認定こども園

県教育委員会・中信教育事務所

校長会・教頭会・教育会・退職校長会・県立特別支援学校・市内県立四高校校長会・市PTA連合会、教育関係七団体等

ACS 地域教育協議会・学校応援隊

安曇野市・安曇野市教育委員会(学校教育課・文化課・生涯学習課)

教育委員協議会名簿

教育長	橋渡 勝也
教育委員（教育長職務代理者）	唐木 博夫 R3.11.8まで
教育委員（教育長職務代理者 R3.11.9～）	須澤 真広
教育委員	横内理恵子
教育委員	二村美智子
教育委員	羽田野賢二 R3.11.9～
事務局	
教育部長	平林 洋一
学校教育課長	沖 雅彦

報告第2号	教育部 学校教育課
令和4年2月24日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)矢花 幸恵

タイトル	小中学校外国語指導助手派遣業務及び中学校英語課外授業指導業務 プロポーザル実施結果について
報告を要する事項の内容	プロポーザル実施に係る概要等の報告
要旨	令和4年度から令和6年度の外国語指導助手（ALT）派遣業務及び中学校英語課外授業指導業務の実施にあたり、安曇野市の外国語教育に最も適した企画提案力や信頼性を持つ事業者を特定することを目的とした公募型プロポーザルを実施し、候補事業者を選定、契約手続きを進めている。
説明	<p>1. 経緯</p> <p>①ALT 派遣については、安曇野市発足以前から、2社と随意契約を行ってきたが、令和2年度決算審査において、随意契約とする場合には、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、適正執行に努めるよう指摘を受けた。このことから、長年、続いてきた随意契約を見直し、改めて業者選定を行うこととした。</p> <p>②業者選定にあたっては、金額による評価だけでなく、要件を満たし、学校から高い評価を受ける ALT を継続して配置し続ける実績があり、高い信頼性と業務遂行上、緊急時に速やかに対応できる等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式による選定をすることとした。</p> <p>③令和3年7月5日から全3回の審査委員会を設け、令和3年10月5日に参加事業者2社からの業務提案を審査した。</p> <p style="text-align: center;">審査委員…学校教育課長、教育指導室長、穂高西小学校長、 穂高東中学校長、豊科東小学校教諭、豊科南中学校教諭</p> <p>2. 審査結果</p> <p>業務提案書等の書類審査及びプレゼンテーションの結果、オフィスグローバルサポート（株）を候補事業者として選定した。詳細は別紙の通り。</p> <p style="text-align: right;">（裏面に続く）</p>

3. 留意点

令和3年10月13日 市ホームページに審査結果を掲載。

令和3年11月15日 校長会にて審査結果を報告。

令和3年12月補正予算にて債務負担行為を設定。

外国語指導助手派遣業務： 限度額 161,172,000 円、
期間 R4～R6（3ヶ年）

中学校英語課外授業指導業務：限度額 4,104,000 円、
期間 R4～R6（3ヶ年）

令和4年1月12日 業者選定委員会にて承認。

令和4年2月24日 見積り合せの執行予定。

令和4年2月末頃 契約締結予定。

令和4年4月1日 派遣開始予定。

令和3年10月13日

小中学校外国語指導助手派遣業務及び中学校英語課外授業指導業務
プロポーザル審査結果について

令和3年8月2日に公募した、小中学校外国語指導助手派遣業務及び中学校英語課外授業指導業務の公募型プロポーザルについて、10月5日に開催した審査委員会で、参加事業者2社からの業務提案について厳正な審査を行った結果、契約候補事業者を選定しましたので公表します。

1 業務名

- (1) 小中学校外国語指導助手派遣業務
- (2) 中学校英語課外授業指導業務

2 候補事業者

オフィスグローバルサポート株式会社

3 審査方法

業務提案書等の書類審査及びプレゼンテーション

4 評価方法

審査委員6人が、提出された提案書の説明を受け、ヒアリングを行ったうえで評価し、最も多くの委員が1位と評価した参加事業者を候補事業者として選定する。

委員が1位と評価した参加事業者数が同数となった場合、総得点数が高い参加事業者を候補事業者として選定する。

5 各審査委員の評価順位

審査委員	参加事業者 オフィスグローバル サポート株式会社 (候補者)	B社 (次点)
審査委員ア	1	2
審査委員イ	2	1
審査委員ウ	1	2
審査委員エ	1	2
審査委員オ	1	2
審査委員カ	1	2
順位・1位の数	5	1
順位	1	2

6 審査項目の配点及び総得点数

審査項目	参加事業者 オフィスグローバル サポート株式会社	B社
業務の実績 (30点)	30点	30点
ALTの資質及び研修 (120点)	78点	84点
授業展開の方法 (60点)	56点	54点
苦情への対応 (90点)	69点	65点
ALTの配置体制 (60点)	48点	32点
臨時休業等の対応及び柔軟性 (60点)	56点	54点
ALTの効果的な活用 (60点)	40点	30点
英語課外授業の実施 (120点)	100点	74点
合計 (600点)	合計：477点	合計：423点

7 講評

両社とも、全体的に魅力的な提案がなされた。

「業務の実績」については、両社とも、豊富な類似業務の履行実績があった。

小中学校外国語指導助手派遣業務については、「ALTの資質及び研修」と「苦情への対応」に重きを置き審査を行ったが、各社の独自性が活かされ、質の高いプレゼンテーションであった。

プレゼンテーションでの提案が、今後の外国語教育の充実に資することを期待する。

報告第3号	教育部 生涯学習課
令和4年2月24日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長) 白井 直美

タイトル	新総合体育館竣工記念 令和3年度「安曇野ゆかりの先輩に学ぶ特別授業」の代替事業について
報告を要する事項の内容	新総合体育館竣工記念 令和3年度「安曇野ゆかりの先輩に学ぶ特別授業」の代替事業の報告
要旨	1月19日に開催を予定していた新総合体育館竣工記念 令和3年度「安曇野ゆかりの先輩に学ぶ特別授業」が、新型コロナウイルスの影響により中止となったため、代替事業として各学校への学習資料の提供に事業内容を変更します。
説明	<p>1 概要</p> <p>新総合体育館竣工記念 令和3年度「安曇野ゆかりの先輩に学ぶ特別授業」の代替事業として、「たくましい安曇野の子ども」の育成及び中学校入学前のキャリア教育を行うため、安曇野市内の小学校及び中学校へ特別授業の学習資料(DVD)を提供するとともに、講演の動画を市公式YouTubeへアップロードする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 学習資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南安曇農業高等学校発表 (15分) 演題:「南農生の日」 媒体: DVD ・浅野博亮氏 講演 (15分) 演題:「バレーボールを通して得たもの」 媒体: YouTube <p>(2) 学習方法</p> <p>昼の校内放送や学級の時間等を活用して学習する。</p> <p>3 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市内10小学校6学年 児童798人 ・安曇野市内に住所を有し県立特別支援学校に通う小学部6学年 児童1人 ・安曇野市内7中学校2学年 生徒840人

	<p>4 配布時期等</p> <p>(1) DVD</p> <p>配布日：令和4年3月10日(木) (予定)</p> <p>配布先：各小学校6学年1学級につき1枚 県立特別支援学校1枚 各中学校2学年1学級につき1枚</p> <p>(2) YouTube</p> <p>公開日：令和4年3月10日(木)から (予定)</p> <p>市公式 Youtube へアップロード (どなたでも視聴可能)</p> <p>※市ホームページからアクセスできるよう設定</p>
--	--

報告第4号	教育部 各課
令和4年2月24日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 1件 文化課 4件 中止 2件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度2月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
55	1月25日	スポーツ推進担当	第30回中日旗争奪明科杯地区交流少年フットサル大会	安曇野市スポーツ少年団明科支部 支部長 加々美 浩一	安曇野市スポーツ少年団明科支部	後援	スポーツ振興への寄与、地域の子どもの体力向上をはかるため。	1月11日	令和4年3月6日(日)	○	過去承認	○	1月28日	明科体育館、明科中学校体育館	フットサルの普及や技術の向上、地域選手の交流、冬季における体力向上等。	競技方法:12分間ハーフのランニングタイム。トーナメント方式で行い、決しない場合はPK戦を行う。決勝戦のみ5分間ハーフの延長戦を行い、それでも決しない場合はPK戦を行う。また、1回戦敗退チームはフレンドマッチを行う。スポーツ少年団加盟及び長野県サッカー協会登録チーム。 参加料:1チーム5,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

教育部文化課 後援台帳(令和3年度2月定例会報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
59	1月25日	文化	穂高美術協会 春季展	穂高美術協会	矢野口 靖	穂高美術協会	後援 安曇野地域の文化活動に貢献したいため	1月25日	4月1日(金)~4月5日(火) 9:30~16:30	○	過去承認	○	1月26日	碌山公園研成ホール	美術展を多くの方に鑑賞していただき関心を寄せて貰うことで、地域の芸術文化の振興をはかる。	日頃制作した油絵、アクリル画、版画など作品50点ほどを展示する。入場料および参加費無料。	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2項により可
60	2月1日	文化	安曇野歴史サロン	安曇誕生の系譜を探る会	丸山祐之	安曇誕生の系譜を探る会	後援 会員だけでなくより広範な市民の参加を求めたい。	2月1日	4月17日(日)午後2時~3時半 5月21日(土)午後2時~3時半	○	過去承認	○	2月7日	安曇野市明科公民館 講堂	①広く市民に安曇野を中心とする歴史への興味を喚起する。 ②新会員の加入を促進する。	4月17日 講演:諏訪大社と式年造営御柱大祭(講師:宮坂徹氏) 5月21日 講演:木曾義仲と勇将たちの夢(講師:長瀬啓一智氏)	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2項により可
61	2月2日	文化	第2回穂高神社Instagram フォトコンテスト	穂高神社	穂高神社 宮司 穂高 光雄	穂高神社	後援 広く周知していただくため	2月2日	4月1日~令和5年3月31日	○	過去承認	○	2月7日	穂高神社	四季折々の穂高神社を映し出す写真を、Instagramを通じて募集するフォトコンテストを開催する。	四季折々の穂高神社を映し出す写真を、Instagramを通じて募集するフォトコンテストを開催する。	○	-	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2項により可
62	2月3日	文化	ピティナ・ピアノステップ夏季地区	ピティナ楽都松本ステーション	望月玲子	ピティナ楽都松本ステーション	後援 安曇野地域からの参加者も多いことから、広く安曇野市民に周知するため。	2月3日	7月17日	○	過去承認	○	2月8日	塩尻市文化会館	ピアノ学習者が、その個性及び環境に応じた学習方法により、ピアノ学習を生涯にわたり継続することを目的とする。	ピアノ演奏能力を導入から展開へと全て3ステップに段階構成し、公開のステージでの演奏に対し専門家がアドバイス、成績評価、合格判定を行い段階的な演奏能力の向上を促す。 入場料:無料 参加料:1人平均7,500円	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2項により可

教育部文化課 後援台帳(令和3年度2月定例会変更・中止報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見	
15	R3.5.11	文化	【中止】 安曇野歴史サロン	安曇誕生の系譜を探る会	会長 丸山祐之	安曇誕生の系譜を探る会	後援	会員だけでなくより広範な市民の参加を求めたい。	5月10日	6月26日(土)、8月下旬、10月下旬、11月下旬(予定)午後2時～午後3時	○	過去承認	○	5月27日	明科公民館ほか	①広く市民に安曇野を中心とする歴史への興味を喚起する。 ②新会員の加入を促進する。	毎回安曇野の歴史に関するテーマを設け、講演会を行う。隔月開催の全4回を予定。入場料1人500円(資料代) 【中止理由】 1/29実施分を中止。新型コロナウイルス感染症対策として施設使用の自粛を要請されたため中止・延期としました。	○	○	-	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可
46	R3.10.26	文化	【中止】 梓川かわものがたり—水害と開発の歴史を絵図から探る—	梓川かわものがたり実行委員会	会長 岡 壽	梓川かわものがたり実行委員会	後援	明治22年梓川の氾濫によって高家熊倉周辺を襲った水害の流亡被害を振り返り現在のハザードマップを再確認する機会を、広く市民の皆様に周知するため。	10月26日	2月16日(水)～2月27日(日)			○	11月18日	松本市梓川アカデミア館2階展示室	絵図からわかる梓川の大洪水と闘った経過と梓川水系に関する施設近代化の歩みを総合的に直視してハザードマップを再認識する。また、中信平が農耕地へと変わった国営事業にも焦点を当てる。	梓川の河川絵図を中心とした約60点の資料の展示。 入場料: 無料 対象: 一般市民 【中止理由】 新型コロナウイルス感染症が急拡大したため。	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可

報告第5号

令和3年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学时健康診断業務	○来年度実施日程決定・通知	
教職員健康推進事業	○教職員健康診断 総ざらい実施	
就学援助事務	○就学援助費 ・後期分支払準備 ・新入学学用品費（事前支給分）申請者名簿を作成	○後期分支給 ・特別支援就学奨励費 3/2（水） ・就学援助費 3/9（水） ○新入学学用品費（事前支給） 所得等による審査後、3月下旬の支給を予定。
就学事務		
GIGA スクール	○ICT 活用支援 ・各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ・年度更新に向けた各種作業の整理 ○機器整備 ・指導者用端末の入札 ○ICT 教育推進委員会 ・令和3年度取り組みのまとめ	○機器整備 ・モバイル Wi-Fi の納品 ・指導者用端末の納品 ○年度更新 年度更新に伴うシステムの設定変更等に向けた準備
コミュニティスクール事業	○安曇野市コミュニティスクール事業実施方針、学校運営協議会活動支援交付金交付要領の制定 1月28日 ○堀金地域教育関係者連絡会 2月【中止】 ○区長会説明（制度概要及び協力依頼） 2月各地域区長会 ○第2回地域コーディネーター連絡会 2月18日～3月2日 分散開催（全4回）	○堀金地域教育関係者連絡会 3月 ○第2回地域教育協議会 3月（書面開催）
学校安全支援事業	○第2回通学路交通安全部会（書面開催） ・過年度点検箇所の新進捗状況報告 ・令和2年度及び令和3年度通学路合同点検の結果報告	○第3回安曇野市交通安全推進協議会 3月 ・通学路合同点検の結果報告及び対策（案）の承認について他

令和3年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員		3月25日（金）第4回

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野ゆかりの先輩に学ぶ特別授業	<p>○代替事業（1月下旬～3月上旬） 学校へ特別授業の学習資料(DVD)を提供するとともに動画を市公式 YouTube へアップロードする。</p> <p>【教材内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南安曇農業高等学校発表 媒体：DVD ・浅野博亮氏講演 媒体：YouTube <p>【DVD 配布対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校6学年各学級1枚 ・中学校2学年各学級1枚 	

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員・人権教育指導員	<p>1月下旬～2月上旬</p> <p>第2回地域人権教育推進協議会【書面開催】 2月15日（火）</p> <p>第2回人権教育推進委員会小委員会【書面開催】 2月24日（木）</p> <p>第2回人権教育推進委員・人権教育指導員合同会議【書面開催】</p>	
企業人権教育推進協議会	2月8日（火）理事会【書面開催】	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会		3月22日（火）第4回
公民館長・主事会	<p>2月14日（月）第11回公民館長・主事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座の広報紙への掲載方法について ・公民館使用料減免基準見直しに伴う市民説明会の結果等について ・第4回公民館運営審議会、社会教育委員の会議の開催について 他 	3月14日（月）第12回
公民館報		<p>2月28日（月）校正会議</p> <p>3月8日（火）企画会議</p>
総合芸術展	<p>2月14日（月）第4回実行委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出展作品について ・展示会場レイアウトについて ・前日準備及び片付け等について 他 	3月10日（木）～18日（金）展示
公民館使用料減免基準改定	<p>市民説明会</p> <p>1月28日（金）穂高会館 出席者：1人 1月30日（日）穂高会館 出席者：5人 1月30日（日）豊科公民館 出席者：4人 1月31日（月）堀金公民館 出席者：3人</p>	
公民館大会		3月23日（水） 地区公民館報表彰審査会
生涯学習情報	<p>1月27日（木）</p> <p>生涯学習情報～Link～【施設情報版】発行</p>	

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ		令和4年度児童クラブ利用説明会 （3月上旬：各児童クラブごとに実施）

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備		3月14日（月）竣工式

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター	2月15日（火）第3回運営委員会（中止）	
青少年体験事業	2月5日（土）冬季親子体験ラボ「スイーツを作ろう」（中止）	
成人式		
子ども会育成会	2月16日（水）育成会だより30号発行	3月3日（木）市子ども会育成会 連合会常任委員会・会計監査

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
わいわいランド	「まん延防止等重点措置」適用により中止している。	令和4年度募集チラシ配布（3月下旬）

豊科公民館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
第41回作詞作曲コンクール	第41回作詞作曲コンクールの作品募集締め切り ・市内小中学校の児童・生徒からの応募53点 ・2月3日（木）審査員中島加恵先生に審査依頼	3月初旬 審査結果を各学校を通して通知する。 5月5日（予定）表彰式の開催準備を進める。
I C T講座		期日：3月15日（火） 内容：スマートフォン活用講座「スマホでつながる」 講師：公民館職員（明科公民館に応援を依頼）
暮らしの知恵講座		期日：3月23日（水） 内容：「春の寄せ植え」 講師：片桐 厚子さん
第12回安曇野市高校演劇合同発表会	中止（新型コロナウイルスの感染状況から）	

※講座等については、新型コロナウイルス感染状況に留意し、開催の可否についての検討もしながら計画を進める。

豊科公民館施設管理運営事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館ホール受付	2月14日（月）から令和4年度分の受付を開始。	

穂高公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
健康づくり講座		3月2日（水）から3月30日（水）までの毎週水曜日全5回 気軽に太極拳教室 3月4日（金）から3月25日（金）までの毎週金曜日及び3月31日（木）の全5回 背骨コンディショニング教室
季節のコンサート		2月26日（土） 早春フルートコンサート
I C T講座	2月3日（木）、2月17日（木）に「はじめてのスマホ教室」を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期とした	
地区公民館長会議	2月17日（木）に予定していたが中止し、文書送付による連絡・依頼とした。	

三郷公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
健康長寿講座	1月28日（金）【中止】 若返り体操教室① 2月4・18・25日の合計4回実施（全て中止）	
生きがい講座	1月30日（日）【中止】 けん玉チャレンジ⑦	2月27日（日） けん玉チャレンジ⑧（最終回）
生きがい講座	2月2日（水）【中止】 料理教室②	
I C T講座	2月9日（水） 初心者スマホ教室②	
館長・主事会議	2月18日（金）【中止】 地区公民館長・主事会議 文書配布にて対応	
冬季スポーツ大会	2月20日（日）【中止】 ポッチャ大会を実施予定 （公民館対抗とせず一般の方が参加）	
三郷教育関係者連絡会	2月24日（木）【中止】 小中学校・こども園・社協他教育関係者との連絡会 （2ヶ月に1回実施）	
ひまわりクラブ		3月4日（金） ひまわりクラブ閉講式
親子支援講座		3月10日（木） ミニコンサート
親子支援講座		3月19日（土） まなび隊④
教養講座		3月20日（日） みさと落語会

堀金公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
ボッチャ講習会	2月13日(日)実施予定であったが中止した。	
地区公民館役員会	2月17日(木)開催予定であったが中止し、文書送付による連絡・依頼に替えた。	
山岳講演会「ライチョウってどんな鳥」	2月19日(土) ライチョウの繁殖や保護活動についての講演 オンライン開催に変更して実施 堀金図書館との共同開催事業	後日あづみ野テレビ、YouTubeでも配信予定
お宝発見講座「岩原城」	2月21日(月)実施予定であったが中止した。	「岩原城」については令和4年度に改めて実施予定
高齢者のためのスマホ教室	2月24日(木)実施予定 基本操作を学ぶ 定員10名	
楽しく学ぶ！認知症予防講座		3月1日(火)実施予定 体操などを交え予防法を学ぶ 定員20名
お宝発見講座「岩原」		3月22日(火) 地域の歴史文化を学ぶ講演会 定員60名

明科公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ教室	2月2日(水) 月いちワンバウンドマッチ⑨ 講師 スポーツ推進委員 内容 ワンバウンドふらば～るバレーボール講習会 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	3月2日(水) 月いちワンバウンドマッチ⑨ 講師 スポーツ推進委員 内容 ワンバウンドふらば～るバレーボール講習会
地域食材活用講座	2月3日(木) こんにゃくづくり講座 講師 望月亮子 内容 こんにゃくの作り方を解説 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	
ICT講座	2月8日(火) スマホ活用講座(初級編) 第2回 ～スマホの難しさと面白さ～ 講師 明科公民館職員 内容 カメラやLINEなど使用頻度の高いアプリの使い方を解説 参加者 28名	
明科生活・文化講座	2月10日(木) 令和3年8月の記録的大雨における危機感共有と避難行動 講師 弦巻祐一(市防災専門官) 内容 避難情報の発令により見えた課題や身に付けたい防災知識を解説 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期】	
生きがいづくり講座	2月15日(火) ～冬の歌声サロン～ 出演 柴田勲(アコーディオン奏者) 内容 伴奏に合わせて流行歌・唱歌をロずさむ 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	

スポーツ大会	2月20日(日) 令和3年度 あやめ杯ワンバウンド マッチ 場 所 明科体育館ほか 内 容 予選リーグと決勝トーナメントにより行われるワンバウンドふらば～るバレーボール大会 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	
いいまちサロン (共催事業)	2月22日(火) 明科高校生の現状と課題 講 師 松村真一(明科高校校長) 内 容 明科高校生の現状等を解説	3月29日(火) ～春の訪れを喜びながら明科初の塾達エレクトーンの演奏会を楽しみましょう～ 演奏 笠原芳子(エレクトーン奏者)
歴史探訪講座	2月24日～3月24日(木)「読んでみようくずし字」 講座(明科公民館出張編)全5回 講 師 青木弥保(市文化課職員)ほか 内 容 江戸時代の古文書に書かれたくずし字を解説	
季節のコンサート		3月19日(土) 早春コンサート～よみがえる昭和のメロディー～ 出演 MAB(マブ) 曲目 長崎の鐘、舟唄 ほか

社会体育総務費

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
		○スポーツ推進委員全体会議 3月25日(金)午後7時～ 市役所大会議室 <u>コロナ感染警戒レベルの状況により中止する場合あり</u>

スポーツ推進事業費

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等		○スポーツ講習会(18歳以上) 2月26日(土)午後1時30分～ 豊科交流学習センター「きぼう」 多目的交流ホール ○安曇野子ども駅伝大会(小学生) 3月20日(日)午前8時30分～ 豊科南部総合公園 ○「第17回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会」開催に伴う出場選手選考会(小学3～5年生) 3月27日(日)午前8時30分～ 豊科南部総合公園 <u>コロナ感染警戒レベルの状況により中止する場合あり</u>

社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
体育施設管理	○堀金総合運動場 支障木剪定業務委託	

豊科南社会体育館解体及び堀金総合体育館大規模改修工事に係る説明会		○説明会 3月1日(火) 午後7時から 市役所本庁舎4階大会議室 3月10日(木) 午後7時から 堀金総合体育館サブアリーナ
----------------------------------	--	--

豊科南部総合公園管理運営事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営		○安曇野市総合体育館 竣工記念イベント 3月5日(土)・6日(日) VCリーグ(メインアリーナ)

令和3年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和3年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布(4/28)) 12月利用者数:4人、1月利用者数:36人	
	専門部会 3月4日(金) 第2回実行委員会 3月8日(火)	
信州安曇野薪能	第2回実行委員会 3月8日(火)	
アルプスあづみの公園早春賦音楽祭	第2回事務局会議 2月21日(月)	
	第2回実行委員会 3月7日(月)	
東京藝術大学連携事業	【延期】3月6日(日) 対象:豊科北中学校・豊科南中学校	
あづみのジュニアクラシック音楽会	3月19日(土) みらい 新進音楽家オーディション ジュニアの部選出者によるコンサート	
あづみのミュージアムカード	安曇野市・池田町・松川村・大町市の一部の美術館・博物館等の周遊を図る。	3月下旬配布開始(予定)
交わるアート	3月2日(水)~3月20日(日) みらい 濱田卓二彫刻展「土とのかたち -○△□-」	
本庁舎4階展示	上田太郎山岳絵画展示 12月9日(木)~令和4年2月末	
【共催】梯剛之ピアノリサイタル	3月21日(月) みらい 無料 対象:市内の小中学生と保護者1名 定員:70人	

文化団体補助事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
ちくに生きもののみらい基金充当事業	【延期】3月4日(金) 豊科東小・白鳥湖	

文化振興総務費

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
博物館協議会	3月8日(火) 令和4年度事業について	

指定管理施設の事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
豊科近代美術館	安曇野市中学高校美術部展 (2/1～2/19)	
田淵行男記念館	常設展示「山の紋章 雪形」、高橋広平写真展 (1/18～4/24)	
高橋節郎記念美術館	常設展示	
穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	冬季休館 (～2月末)	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
収蔵資料整理	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵庫内の民俗資料の整理 新市立博物館の整備に向けて、資料の所在や破損の有無を確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況に応じて、旧三郷民俗資料館及び旧堀金歴史民俗資料館の資料整理も実施する。
企画展	<ul style="list-style-type: none"> ・友の会展覧会 (書芸、着物リメイク展) 会期: 1月15日(土)～1月30日(日) ・白鳥写真展 会期:2月5日(土)～3月6日(日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・春季企画展「八面大王と田村麻呂」 会期:3月19日～5月22日
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・こたつ講座 新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和4年度に別の機会を設ける。 ・昔の暮らし体験教室 (市内小学校全10校) 新型コロナウイルス感染症拡大のため、希望する学校にDVD及び民具等を貸し出し。 	(春季企画展関連講座) <ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリートーク 3月20日、5月5日、5月22日 ・講演会 4月23日 ・講座 5月21日 ・現地見学会 4月16日、5月14日
職員派遣等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力 ・国営アルプスあづみの公園の企画事業への協力 	
刊行物	<ul style="list-style-type: none"> ・『豊科郷土博物館研究紀要 第8号』刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・原稿締切2月25日(金) 納品予定3月31日(木)

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市バーチャルミュージアム	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebookページ「安曇野市教育委員会文化課」公開 (3月1日～) 	

コンパクト展示	<ul style="list-style-type: none"> ・「来た道～忘れ去られた感染症」 会期:1月28日(金)～3月22日(月) 場所:明科中学校 ・「臼井吉見 その人、その言葉」 会期:1月31日(月)～3月31日(木) 場所:ほりで一ゆ～四季の郷 ・「みえる水、みえない水～安曇野を巡る地下水の秘密～」 会期:2月16日(水)～3月24日(木) 場所:三郷交流学習センター 	
---------	---	--

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み備考
穂高郷土資料館	冬季休館(12月28日～2月28日)	3月1日(火)から開館
穂高鐘の鳴る丘集会所		

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み備考
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・デイホーム楓作品展 会期:1月22日(土)～2月6日(日)参加者:77人 ・瀧澤伸介絵画展 会期:2月11日(金)～2月27日(日) ・令和4年度企画公募展の募集 募集期間:1月25日(火)～2月20日(日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三郷美術会作品展 会期:3月12日(土)～3月27日(日)

文書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み備考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 公文書 45,001点、地域資料 42,969点(1月末現在) (1月新規点数/公文書0点、地域資料704点)	
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・「『穂高の宝』刊行記念展示」 会期:1月11日(火)～3月31日(木) 	
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・「バックヤードツアー ～文書館って何するところ～」 期日:2月27日(日) ・明科公民館古文書講座 期日:2月24日、3月3日、10日、17日、24日(木) ※感染症拡大状況によっては中止・縮小等の可能性あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・「絵図を見て拾ヶ堰を歩こう」 3月27日(日)

市誌編さん	・市誌編さん専門調査会（民俗部会） 専門調査員に『民俗編（資料編）』の豊科地域分を執筆していただき、3月末までに一旦提出。精査の上、加筆修正してもらい、令和4年度に再提出をお願いします。	・第9回市誌編さん専門調査会（民俗部会） 3月14日（月）に予定。
刊行物	・『文書館紀要 第3号』刊行	・3月納品予定。

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
地域資料調査	・『臼井吉見文学館 30周年記念誌』の作成（現在校正中）	・2月末納品予定
講座等	・春の講演会「『安曇野』と私」 講師：太田寛市長 期日：3月20日（日）会場：堀金総合体育館サブアリーナ 2月21日（月）から申込受付	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』『穂高の宝』の頒布等	市内の施設で無料配布終了。市ホームページを通じて PDF 版と Webbook 版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『豊科の宝』の刊行	・豊科地区の文化財等を題材とした冊子の執筆・編集。 現在校正中。	・校正3回 ・3月末日納品予定

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・明科消防署・市による協議を実施	資金計画、業者、施工方法等の検討を進める
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科（梅干野研究室）との連携事業 ・穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査 ・古民家の記録保存	現地調査終了
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業	多田加助宅説明板補修 堀金烏川（扇町薬師堂跡） 標柱建替え ほか

文化財の無料公開	重要文化財「曾根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財（木造日光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂）」の無料公開を実施	月一回の無料公開を実施
文化財パトロール	文化財調査委員会委員による市指定文化財のパトロールを実施	実施期間 12月～2月
地区の祭り実施状況調査	令和2年度に引き続き、調査票（アンケート）の配布により、お祭りの開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすすめる（調査対象：指定文化財16件、未指定16件）	調査票回収・整理中
第3回文化財保護審議会	文化財指定に係る協議	3月11日開催
文化財マップ改訂	安曇野市文化財マップを改訂する	内容点検、調整中 3月印刷予定

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第93・94条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和3年度以降公共事業協議	令和3年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する	継続
埋蔵文化財報告書作成作業	『令和2年度分試掘・立会報告』ほか2冊発掘調査報告書刊行に向けての作業（入稿 → 校正 → 刊行）	

図書館係

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央図書館 「さいわい」おはなし会	期日：2月3日（木） 場所：みらい 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
中央図書館 おいしい安曇野塾	『農業を仕事にするには！』（オンライン開催） 期日：2月12日（土） 場所：みらい	

<p>中央図書館 映画上映会</p>	<p>『風は生きよという』 期日：2月18日（金） 場所：みらい 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	
<p>堀金図書館 堀金公民館共同開催 山岳講演会</p>	<p>「雷鳥（ライチョウ）ってどんな鳥？」（オンライン開催） 期日：2月19日（土） 場所：堀金公民館</p>	

【教育委員会定例会提出資料】

報告第6号	教育部 学校教育課
令和4年2月24日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)中村 正勝

タイトル	令和3年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第7号	教育部 学校教育課
令和4年2月24日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)赤羽 文恵

タイトル	教育長報告
	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第8号	教育部 学校教育課
令和4年2月24日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	諮問「安曇野市学校給食センターの今後の方向性について」に係る審議状況について
決定を要する事項の内容	
要旨	諮問「安曇野市学校給食センターの今後の方向性について」の審議状況について報告する。
説明	<p>12月22日に開催された総合教育会議の内容を踏まえて、第6回安曇野市学校給食センター運営委員会に下記の資料を提出し、審議を行った。</p> <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第5回安曇野市学校給食センター運営委員会議事録 別冊資料・ 令和3年度第1回安曇野市総合教育会議の概要について 別冊資料・ 安曇野市立小・中学校の将来構想（※総合教育会議と同様の資料）・ 生産者の声について 別冊資料・ 学校給食センターの今後の方向性のまとめに向けて 別冊資料・ 安曇野市立小・中学校及び学校給食センター位置図 別冊資料・ 学校給食センターの運営状況－配送車と配送時間－ 別冊資料・ 学校給食センターの運営状況－給食数、食缶・コンテナ・配送車－ 別冊資料・ 改訂「安曇野市学校給食理念（目標）」（案） 別冊資料 <p>【議事録】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第6回安曇野市学校給食センター運営委員会議事録 資料1

令和3年度 第6回安曇野市学校給食センター運営委員会 次第

日時：令和4年1月31日(月)

午後7時00分～

場所：市役所本庁舎4階大会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 報 告 事 項

(1) 第5回学校給食センター運営委員会議事録について

資料1

(2) 令和3年度第1回安曇野市総合教育会議の概要について

資料2

(3) 生産者の声について

資料3

5 協 議 事 項

(1) 給食センターの方向性のまとめに向けて（観点の整理）

資料4

※資料4については、当日配布いたします。

6 そ の 他

7 閉 会

様式第2号 (6関係)

令和3年度 第5回安曇野市学校給食センター運営委員会 会議概要

- 1 審議会名 第5回 安曇野市学校給食センター運営委員会
- 2 日 時 令和3年12月15日(水) 午後7時00分から午後8時30分まで
- 3 会 場 安曇野市役所本庁舎 4階大会議室
- 4 出席者 出席者10名 内山委員長・横内副委員長・堀金委員・横内委員・常田委員
・高橋委員 油井委員・嶋田委員・須澤委員・横林委員
- 5 市側出席者 橋渡教育長・平林教育部長・沖学校教育課長・小笠原給食センター長・濱堀金学校給食センター所長・丸山南部学校給食センター所長・小穴北部学校給食センター所長
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 5人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 令和3年12月20日 担当 中部学校給食センター所長 小笠原

協 議 事 項 等

会議の概要

- 1 開 会 (横内副委員長)
- 2 委員長あいさつ (内山委員長)
- 3 教育長あいさつ (橋渡教育長)
- 4 報告事項
- (1) 令和3年度上半期安曇野市学校給食費会計監査報告
資料説明(事務局:小笠原給食センター長)
監査報告(堀金委員)

5 諮問審議

- (1) 更なる地産地消の拡大および生産者と児童生徒との交流のあり方について

資料説明(事務局:小笠原給食センター長)

- ・交流給食会(堀金小・中学校)について 資料1
- ・生産者等との交流実施状況 資料2
- ・令和3年度南部学校給食センター 食に関する指導の全体計画 資料3

諮問について協議

委員 学校も児童の生徒減が問題になっている。10年後を考えたときに、児童も先生も少なくなる中で、「何を残すのか」「何を連携して」「何を止めるのか」「何を大事にしていくのか」を考えていく必要がある。

特に、安心安全でおいしい給食、児童生徒が主体的に学習できる環境の醸成については大事だと思う。

食育に関する取組について、生徒が選べる選択肢を示していただけるとありがたい。

委員 給食時間の先生の大変さを聞いた。給食ボランティアの立ち上げを提案したい。

地域の方や食育に関心のある保護者に、給食中の先生のサポートと食育の支援をお願いしたらどうか。学校と保護者と地域と市が連携していけたらいい。

教育長 保護者の思い、提案などを学校運営に積極的に生かす仕組みを考えている。地域の方も学校への思いを持った方がいるので、気軽に学校に来られるような仕組みを作りたい。

現在、コミュニティスクールとして地域との連携を進めようとしている。この仕組みを一步進めたいと考えている。

22日の総合教育会議で市長に提案したい。

委員長 食育で大事なものは、生産者と子供たちがどのように関わっていくかだと思う。学校も給食センターも双方メリットがある取り組みができればと考える。

(2) 学校給食センターの効率的な運営について

資料説明（事務局：小笠原給食センター長）

・令和3年度 安曇野市学校給食センター運営状況

資料4

・安曇野市議会 令和3年12月定例会における一般質問

資料5

委員 先日長野道で事故があり国道19号線が1日中大渋滞となった。配送に支障はなかったか。そのような場合に備えた給食配送について検討しておいたほうが良い。

事務局 配送車の運転手が情報収集し渋滞を迂回して配送したため、給食に支障が出ることはなかった。

委員 3センターに統合するという案であるが、まだたくさんの議論が必要だと思う。

堀金小では、自分たちで作った野菜などを給食に使ってもらえることができる。自校給食は心豊かな食育ができる。

コスト優先で廃止を考えているが、生産者、農協職員、給食センター職員などの専門家の意見を聞いて議論し、正しい判断ができるよう納得できる方向に進めばよい。

委員長 このことについて資料の提示を求めるか。

委員 専門家の意見を直接聞ける場があればよいと思う。

委員 他地区の人には堀金小中学校の食育のメリットが分からない。予算をかけてまでやるだけの効果があるか体感できない。堀金小学校と中学校だけの話である。

堀金小学校だけ特殊なことをしているということであれば、他の学校は何だったのかということになる。

これまでの話だけで堀金給食センターを残したいという気持ちにはなっていない。堀金給食センターの取組を他の給食センターでもできるのか、残せるのか、わからないと判断できない。

専門家からどんな話を聞くのか。堀金給食センターの規模だからこそ地元食材で賄えるのではないか。

堀金給食センターで使用している食材の種類は他のセンターより多いが、これは小規模だからできることだと思う。全体で考えた場合、他の給食センターにも同じように地元食材を供給できるのか。

事務局 直接携わる方の意見も大切と考える。聴取する機会については検討したい。

委員 専門家の意見を聞きつつ、更に検討する必要があると思う。

委員 会社勤めなので費用対効果を考えてしまう。お金では解決できない良いものが給食にはあると思う。心に響くものがあれば賛同もできるのだが、3センター化と堀金存続のメリットをわかりやすく示してもらわないと判断できない。今のところ堀金の意見が弱いように思う。もっとすり合わせが必要ではないか。

事務局 さらに議論を深める必要があると考える。必要があれば専門家を交えての審議を検討する。

委員 堀金地域の方々が堀金給食センターを残してほしいという気持ちを大事にすることと、逆に堀金地域以外の方々に堀金を残すべきだと思ってもらわないといけない。堀金だけが納得していてもだめではないか。両方の視点で話し合うことが必要である。

委員長 専門家は安曇野市全体として考えられる方を選考していただきたい。

委員 最終的な判断はだれが行うのか。運営委員会の答申で白黒つけるのは難しい。

事務局 運営委員会の答申に基づき、教育委員会、議会の審議が必要になる。

運営委員会で出た意見を、事務局で整理して答申案を作成し、委員会で最終確認することになる。

委員 穂高プールや長峰荘の廃止の時もそうであったが、地元の人たちが反対することになる。

他の地域の人たちにとってはどちらでも良いという感じになってしまう。

何回やっても結論は出ないのではないかと。誰かが決定しない限り結論は出ない。

委員 堀金給食センターでやっていたものを、他のセンターでできるかどうかということではないか。例えば「堀金の日」というようなものを作り、堀金で作った作物を他のセンターに届けて給食を作ってもらおうというようなことが出来れば良いのではないかと。

委員 堀金では、日常的に給食を作っている方の姿を見て、温かい給食を食べる一連の流れを感じる事が食育に繋がっていると思う。

委員 学校教育の立場で南部給食センターでも同じことができるか聞いたが、今回の全体計画等から今後堀金給食センターがなくなっても、更に発展した食育ができるということ、前向きに取り組んでいただけることを示していただけたと思う。

委員 3センター化の話は予算削減のため始まった。堀金給食センターを続けるか否かは、予算が確保できるかどうかだと思う。

委員長 次回運営委員会で、答申のたたき台を示していただき、協議したいと思う。

事務局 12/22総合教育会議が開催される。次回この会議の内容を報告させていただく。

6 その他

委員長 他になければ運営委員会を閉じる。

次回の運営委員会の予定について事務局よりお願いしたい。

事務局 運営委員会は、1月下旬か2月上旬を予定している。

日程については改めてお示しする。

7 閉会 (横内副委員長)

【R3.12.22開催 安曇野市総合教育会議資料より】
R4.1.31 安曇野市学校給食センター運営委員会

安曇野市 教育・学校の将来構想

「未来を拓くたくましい安曇野の子ども」を目指す
安曇野市立小・中学校の将来構想(案)」（基本方針の概要）

- ・ 郷土への愛着と誇りを持ち、志を高く未来を切り拓く安曇野教育の実現
- ・ 行きたい、学びたい、地域から必要とされる魅力ある学校の創造



学校運営協議会と地域学校協働活動による

安曇野市コミュニティスクールの構築

小中一貫教育の導入

ふるさと安曇野市を体験的・探究的に学ぶ
「安曇野の時間」(仮称)の創設

① 地域と学校の連携・協働体制づくり

② 地域の職業人から学ぶキャリア教育

③ 切れ目のない成長と自立の支援

④ 成長の土台づくりと体力向上

⑤ 小中一貫型小学校・中学校、義務教育学校

⑥ 安曇野を学ぶ時間の整理から「安曇野の時間」(仮称)へ

⑦ 副読本「安曇野学の手引き」(仮称)

⑧ 安曇野らしい食・農体験

重点3項目

行動目標の視点

視点⑧ 安曇野らしい食・農体験

目標 「手づくり弁当の日」の充実発展を目指し、安曇野産農作物への興味・関心を高める。併せて、学校給食での生産者との交流を児童生徒主体に行い、さらに、農業体験及び生産者との交流を全小中学校に広げる。また、みどりの少年団活動を支援し活性化を図る。

現状と方向性

安曇野市のよさは、緑豊かな水田や山林の景観であり、そこで育てられた米をはじめとした農産物や木材によって、安曇野市民の命や生活が支えられている。

本年度から「手づくり弁当の日」を市内の全17小中学校に広げた。目的は「子どもの自立への支援」、「生きる力の育成」、「家族の絆を強める」ことである。この取組への指導で「農産物を生産する農家の方がどんな気持ちで、何を目的としているのか」等のことを児童・生徒に考えさせることができる。それは「食農教育」であり「心の教育」でもあり、地元の農業に対する学習へとつながる。

また、各小中学校では、生徒会や児童会が中心となって、農業生産者との交流給食を行ったり(小5校、中3校)、農家と農作物作りの交流体験を行ったりしている(小8校、中3校)。これは、「顔の見える給食」として、また共に体験することを通して、子ども達が、農業生産者の生の声を聴くことができ、農業や農家の暮らし、ひいては安曇野を知ることにつながる。

みどりの少年団については、現在、登録している学校も、教職員の負担が大きい、活動時間の確保が難しいなどのことから活動が縮小、休止、廃止へと流れる傾向が出てきている。

<令和3年度 みどりの少年団登録の状況>

豊科南小、穂高北小、穂高南小、穂高西小、穂高西小、穂高西中、堀金中、堀金小(休止中)、明北小(休止中)

そこで、こうした状況に対して、活性化を図る支援が必要になっている。

アプローチ

「手づくり弁当の日」の定着を図るとともに、農林部農政課との連携により、児童生徒一人ひとりに、例えば、玉ねぎ1個やセロリ1束を配布し、これを食材とした「手づくり弁当の日」に取り組んでもらう。このことによって、地産地消の意味や目的を知る学習につなげる。また、市からの呼びかけによって、多くの農業生産者の参加による交流生産体験や交流給食を全小中学校で実施し、収穫祭や地域伝統食祭りなどの学校行事にも参加してもらい、子ども達が「安曇野で学べてよかった」と思う原体験をさせたい。

みどりの少年団については、活動内容を、耕地林務課が関係機関と調整し、発達段階に応じた原案を作成して学校に提案するという形式をとったかどうか。また、学有林作業等の当日の活動の指導は、森林組合の専門家や地域学校協働活動としての地域ボランティア等が行うこととし、学校職員は主に安全指導を行う。また、交流会等対外的な活動の引率についても、地域学校協働活動ともあわせて支援を検討する。

期待できる効果

地元の名産などの農作物への関心が高まり、安曇野という地域の特色を学ぶ学習へとつながる。また、保護者も地元の農業に関心を持って、地産地消の意識が高まる。そして、教育委員会だけではなく市全体が応援してくれる「手づくり弁当の日」として大きなPRとなる。

これは、市として子どもの食農教育に力を注ぎながら農業振興を図り、後継者育成に力を注いでいることを住民に知らせることにつながると思う。

みどりの少年団活動へ支援することで、学校側の負担感が減り、活動が活性化し自然の中での体験活動が増える。児童生徒の緑化運動や里山保全などへの関心が高まり、安曇野の豊かな自然を維持しようとする心情が養われる。

Q食の会（堀金地域学校給食センター食材納入団体）等への 説明会時の意見について

1 説明日時 平成30年12月1日（土） 午後1時30分より 午後2時30分まで

2 市側出席者 ・西村部長、平林課長、山越所長
Q食の会等 ・物産センター学校給食担当者を含む生産者：10名

3 説明会時の意見概要について

・学校給食は地産地消を主な考えとして行っている訳で、市の考える合理化や経費削減等も良いが、食育（地産地消）を考えれば施設として残してもらい、廃止等については先延ばししてほしい。

・給食センターから年間の給食材料データをもっているが、その情報が行き渡らない。そのデータを農家へ伝える手段がなくもったいないので、それを活用できる組織を立ち上げて、計画的に提供できる体制を整えてほしい。

・提供（生産者）側からすると、規格外の野菜等も使ってもらえるような体制（機械設備等）を給食センターに整えてほしい。生産者としてはそこが大事。
子供たちも形が大きかったり、小さかったり、イビツだったり、少し変だったりするものが野菜だと思っていると思う。

・地産地消の立場からすると、規格が揃った基準に合ったものだけが野菜ではないので、その点も子供たちに分かってほしいという思いからすると、少し基準が厳しい気がする。
もっと規格外の野菜も使ってもらえれば、生産者の意欲も高まると思う。
地産地消が大事だと考えるならばもう少し基準を下げてほしい。

・地産地消が食育の一番のメインなので、その点を大事にしてほしい。
業者から仕入れれば形の良い野菜が入ってくるが、そういう野菜ばかりではないということも知ってほしいし、野菜を育てることの大切さを子供たちに教えていかなければいけない。

・この野菜は、「おばあちゃんが作った野菜だよとか、誰々さんが作った野菜だよ」と話すと子供たちも興味を持ってくれるし、食べてくれる。
塩尻市の給食センターでは、食育を考えてきめ細かな調理していると聞いた。子どもたちもそのことを理解していて、残食も少ないと聞いている。

・堀金給食センターでは給食のお便り等で「今日の給食は、誰々さんの野菜を使用しています」との紹介があるが、このことはすごく大事なことだと思う。

Q食の会代表者等との事前意見交換会時の意見について

- 1 説明日時 平成31年4月3日(水) 午後5時50分より午後7時20分まで
- 2 市側出席者 ・西村部長、平林課長、有賀センター長、山越所長
Q食の会等 ・4名
- 3 意見交換会時の意見概要について
 - ・堀金は恵まれた環境にあり、食育を掲げるのならば、市のモデル校となってほしい。
米は地元、味噌も地元との思いから豆を作って味噌としたが、今は加工所で造っている。
ジャガイモも大根もネギも作り、食育に力を入れてきた。
子供たちが200人~300人なら仕方ないと思うが、市に1つくらいモデル校があっても良いのではないかと思う。
統合は仕方ないと思っているが、将来の子供たちのためにできるだけ残しておいてほしい。
 - ・他のセンターへも私たちの野菜を入れてほしい。
給食交流会に行くと子供たち皆が美味しいと言ってくれるが、他でも実施してほしい。
 - ・堀金の施設がまだ使用できるならば、大事にして出来るだけ永く使用してほしい。
 - ・人口(子供たち)を増やす努力(施策)を実施してほしい。
 - ・給食で使ってもらえるならば野菜作りも頑張れるし、安心して提供できる。
私たちは、安心安全な野菜を出来るだけ多く提供していきたいと思っている。
 - ・統合されたとしても、農家(生産者)から直接仕入れる仕組みを存続してほしい。
野菜や生産者のことを校内放送することも良い事だと思うので、ずうっと続けてほしい。
市の各給食センターで、どのくらいの野菜を使ってもらえるかということが大事だと思う。

Q食の会等との第2回意見交換会時の意見について

- 1 説明日時 平成31年4月8日(月) 午後2時00分より午後3時30分まで
- 2 市側出席者 ・西村部長、平林課長、有賀センター長、小林所長、横澤所長、山越所長
Q食の会等 ・Q食の会(12名)、物産センター(2名)、一志議員
- 3 意見交換会時の意見概要について
 - ・堀金の給食は全国的に有名で、堀金モデルとして地元の野菜等を堀金の子供たちに提供したい思いから多くの人に参加している。
 - ・機械等の更新や人件費を考慮して行うのではなく、教育問題として深く考えてほしい。
堀金としてプライドがあるので、逆の考え方で堀金モデルをもっと地域に広げてほしい。
生産者の皆さんが一生懸命やっていることを認めてほしい。

- ・堀金は小回りが利いていて、野菜等は地元産を出来るだけ利用することができる。
この野菜は誰々さんが作った野菜だと知ってもらうことも食育だと思う。
- ・堀金は小さな施設なので、地元野菜等を使う機会が多いと思うが、大きな施設になると使う量が間に合わないと思うので、地産地消は難しいと思う。
- ・地産地消の仕組みを作ることは大事であり、財政的に難しいということだと思いますが、他の予算を回しても給食に対する予算を大事にしてほしい。
- ・野菜等の出荷量の年間計画を広く周知して、給食センターで定期的に使用できるようにしてほしい。
行事食は大事にしてほしいし、子供たちと一緒に給食を食べる機会も大事にしてほしい。

Q食の会等との意見交換会時の意見について

- 1 説明日時 令和2年11月13日（金） 午後 時00分より午後 時 分まで
- 2 市側出席者 ・平林部長、沖課長、山越所長、丸山所長
Q食の会等 ・Q食の会（11名）、一志議員、他1名
- 3 意見交換会時の意見概要について
 - ・市民タイムスの記事で、「堀金学校給食センター廃止へ」とあったので、目を疑ったし大変驚いている。（あの記事からは、廃止しか読み取れない。）
私たちの知らない間に、堀金学校給食センターを廃止するようになっていた。
 - ・生産者のことを考えてくれていることには感謝するが、資金不足と言われてしまうと何とも言えなくなるが、お金だけの問題ではないと思う。
若い保護者の皆さんから堀金学校給食センター廃止の話が出た後、堀金の給食に落胆したとの意見があり、共感できる。
 - ・堀金地域の子供たちに、地産地消の意味から地元の食材を給食で提供したいという思いから、マイスターや農業委員等が協力し、Q食材の会を発足させた。
最初は大豆を作付けし、それを味噌に加工することから始まった。
大根やジャガイモを給食センターへ提供していたが、その後、提供する野菜の種類も増えていき、物産センターも協力してもらっている。
堀金小・中学校で行なわれている「交流給食会」で、児童・生徒の皆さんに大変喜んでもらっていて、生産者としても大変うれしく思っている。
小さいところ（堀金学校給食センター）だからこそ小回りの利く活動ができると思うので、できれば今までどおりの体制でお願いしたい。
800食くらいの規模ならば対応できるが、2,000食を超える規模になれば、対応できなくなるので、是非堀金学校給食センターは残してほしい。

- ・自校給食を安曇野市のブランドとして全国に広げてもらいたい。
人口を増やす努力の一環で、魅力ある市（地域）として自校給食を活用し、市から全国に発信（PR）してほしい。
- ・自校給食をPR材料として、ブランドとして育ててほしい。
- ・地産地消は、小さい給食センターほどやりやすいし、南部学校給食センターでは無理だと考えるので、このまま自校給食を続けてもらいたい。
給食の匂いを嗅いでもらうことも大事な食育につながると思う。
- ・食材を生産者や物産センターから堀金学校給食センターへ納品しているので、価格的に安いと考える。
- ・市長が保育園について「自然保育」を売りにしたいと話していたが、安曇野市として「自然保育」と併せて「自校給食」をブランド化し、それを全国にPRしてほしいので、是非、堀金学校給食センターは廃止せず、現状のまま存続し、それによって食育や地産地消を進めてもらいたい。

【参考資料】

学校給食における県内産・安曇野産食材数の割合						
(県教育委員会提出：6月学校給食栄養報告集計)						
	産地別	30年度	元年度	2年度	3年度	平均
北部センター	県内産	40.3	50.0	46.4	42.3	44.8
	安曇野産	16.4	29.2	29.0	24.4	24.8
堀金センター	県内産	52.1	52.1	40.7	47.4	48.1
	安曇野産	30.1	30.1	22.2	25.0	26.9
中部センター	県内産	47.3	32.9	53.2	49.4	45.7
	安曇野産	23.0	19.2	31.6	26.0	25.0
南部センター	県内産	41.0	49.4	48.0	63.9	50.6
	安曇野産	15.4	17.7	21.3	29.2	20.9
※安曇野産は県内産の内数						

「ほりがねQ食材の会」について

「ほりがねQ食材の会」会員の回想録（令和元年）を要約

1 発足の経緯

そもそもこの会ができたのは、平成12年7月の農業委員の改選の折に議会推薦で女性5名が選任されたことに端を発しております。農村生活マイスターの皆さんなどとともに、何をすれば良いのかと話し合った結果、大豆を作って味噌に加工し学校給食に使ってもらえたらということになりました。

当時、村議会議員の方が村、教育委員会、学校等との交渉に当たって下さり、ご自分で作ったお味噌を小中学校の児童生徒さんに試食してもらったところ大好評でした。そのおかげか、私たちの作った大豆を物産センターで味噌に加工（年間約800kg）し、学校へ納入することができました。

2 提供食材の拡大等

次は、野菜の供給に取り組もうということになりました。平成15年の3月ころより学校との話し合いを持ち、供給体制組織についての会議を重ね、7月に「堀金Q食材の会」が設立され8月の夏休み明けより供給する運びとなりました。初めの年は供給しやすいジャガイモ、キュウリ、ナス、ミニトマト、玉ネギ、キャベツ、ニンジン、ダイコンでした。

たまたま、この話が持ち上がったころ、農業セミナーの参加者20名ほどがグループを作り、「さんさん農場」と命名した畑に学校給食用のジャガイモと秋のダイコンを作ることにしました。このときから「生産カレンダー」を作ったので、学校ではいつごろ何の野菜が生産されるのかよくわかるようになり、注文しやすくなったようです。

3 堀金給食センターの完成

平成17年度に完成した給食センターをいち早く見学させていただき、素晴らしい施設に感銘するとともに責任の重さを痛感しました。7月には試食会を開いていただき、とてもおいしい給食を食べられる堀金の子どもたちは幸せ者だと思いました。

センターになって、1回の供給量が多くなり品ぞろえが大変になりましたが、物産センターのお骨折りで間に合わせる事ができていることに感謝しています。

4 生産と食育

小学校2年生が学習の中で、地元の食材について勉強するため「さんさん農場」へ見学に来てくれ、ちょうどいい機会とダイコンの種を撒いてもらいました。ある子どもがやはり生育が気になるのか日曜日にお父さんと自転車で畑に来て様子を見ていました。これも食育の一環だと喜ばしく見ておりました。

大勢の皆さんに関わっていただいて今日まで活動してきましたが、今後はもっともっとこの輪を広げ、次代を背負っていく子どもたちの心身ともに健やかに成長されますよう食材を通じてお手伝いをしていけたらと思っています。

学校給食センターの今後の方向性のまとめに向けて

—観点の整理—

1 更なる地産地消の拡大および生産者と児童生徒との交流のあり方について

(地産地消)

- ・ 県内産、安曇野産食材率の向上
- ・ 地元食材の安定的な供給
- ・ 生産者と給食センターをつなぐコーディネーター役
- ・ 市農政課、JA あづみ等との連携

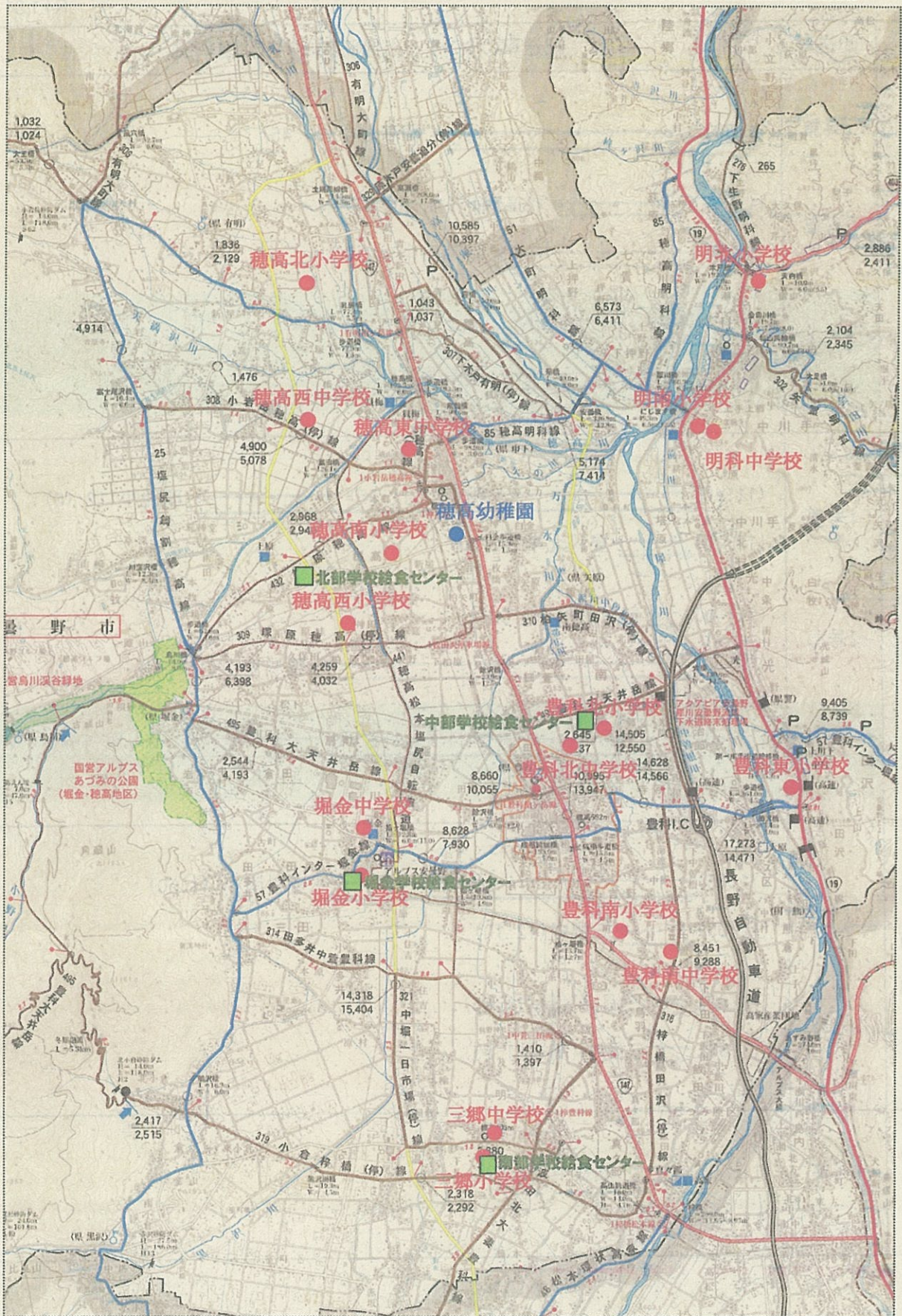
(交流)

- ・ 堀金小中学校の堀金給食センターとの連携した生産者等との交流給食
- ・ 交流活動（生産者等との交流給食を含む）の全市的な拡大

2 学校給食センターの効率的な運営について

- ・ センターの集約化も含め、効率的な運営により経費節減に努めることは当然の責務

安曇野市立小・中学校及び学校給食センター位置図



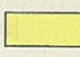
令和3年度 安曇野市学校給食センターの運営状況—配送車と配送時間—

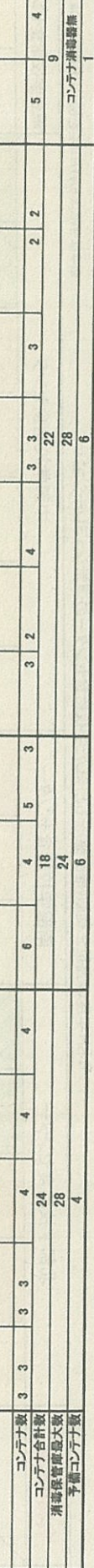
R4.1.31

	配送車	配送車のセンター出発時刻と学校到着時刻
北部	1号車	(11:30) → 穂高北小(11:45)
		←
	2号車	(11:30) → 穂高南小(11:40)
		←
	3号車	(11:35) → 穂高西小(11:40)
		←
2号車	(11:50) → 穂高東中(12:00)	
	←	
3号車	(11:50) → 穂高西中(12:00)	
	←	
中部	1号車	(11:40) → 明南小(11:55) → 明北小(12:10)
		←
	2号車	(12:25) → 豊科北中(12:30)
		←
	2号車	(11:45) → 豊科北小(11:50)
		←
	3号車	(12:00) → 豊科南中(12:25)
		←
	3号車	(11:50) → 豊科東小(12:00) → 明科中(12:20)
←		
1号車	(11:35) → 豊科南小(11:50)	
	←	
2号車	(12:05) → 三郷中(12:10)	
	←	
2号車	(11:40) → 三郷小(低)(11:45)	
	←	
2号車	(11:50) → 三郷小(高)(11:55)	
	←	
堀金	1号車	(11:40) → 堀金中(11:50)
		←
		(11:40) 堀金小

令和3年度 安曇野市学校給食センター運営状況 —給食数、食缶・コンテナ・配送車数—
 数字は令和3年5月1日現在 (R4.1.31)

令和3年度	北部学校給食センター				南部学校給食センター				中部学校給食センター						堀金学校給食センター		
	穂高北小	穂高南小	穂高東中	穂高西小	穂高西中	豊科南小	三郷中	三郷小	明南小	明北小	豊科北中	豊科北小	豊科南中	豊科東小	明科中	堀金小	堀金中
児童生徒数	667	585	482	391	396	681	474	933	216	96	357	547	318	178	191	450	289
教職員数	53	44	45	34	41	48	49	66	26	17	39	43	32	25	35	33	
各センターの給食提供数	2,738				2,251				2,107						807		
学級数	21	18	15	12	12	23	14	28	8	6	11	18	9	6	15	9	
特別支援学級	7	5	4	3	4	6	6	9	3	2	5	7	4	5	3	3	
学級数	21	18	15	12	12	23	14	28	8	6	11	18	9	6	15	9	
特支学級数	2	1	2	1	1	1	1	2	1	0	2	2	1	1	1	1	
職員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
アレルギ-対応食数	2	2	0	5	2	5	3	5	2	0	3	4	1	1	2	1	
栄養教諭・栄養士数																	
調理員数																	
配達車台数	21	3	3	2	19	19	2	3	3	3	3	3	3	11	11	70	
配送車	1号	2号	3号	3号	3号	1号	1号	2号	2号	1号	1号	2号	2号	3号	1号	1号	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	
	3	3	3	3	4	4	4	4	3	2	4	3	3	2	2	2	
コンテナ数	3	3	3	3	4	6	4	3	3	2	4	3	3	2	5	4	
コンテナ合計数	24				18				22				9				
消費保管庫数	28				24				28				9				
予備コンテナ数	4				6				6				1				

 新設可能コンテナ



令和4年度の児童生徒数(推計値)をもとにした学校給食センターの運営シミュレーション

数字は令和3年5月1日現在をとした推計値(R4.1.31)

令和4年度	北部学校給食センター				南部学校給食センター				中部学校給食センター						掘金学校給食センター		
	穂高北小	穂高南小	穂高東中	穂高西小	穂高西中	豊科南小	三郷中	三郷小	明南小	明北小	豊科北中	豊科北小	豊科南中	豊科東小	明科中	堀金小	堀金中
児童生徒数	657	590	471	393	375	707	467	934	217	100	358	555	313	168	167	427	278
教職員数	53	44	45	34	41	48	49	66	26	17	39	43	32	22	25	35	33
各センターの給食確保数	2,703				2,271				2,082						68		
学級数	21	18	15	12	12	24	14	28	8	6	11	18	9	6	6	14	9
特別支援学級	7	5	4	3	4	6	6	9	3	2	5	7	4	5	3	3	3
食缶数	2	1	2	1	1	1	1	2	8	6	11	18	9	6	6	14	9
アレルギ-対応食数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	2	1	1	1	1	1
栄養教諭・栄養士数	2	2	0	5	2	5	3	5	2	0	3	4	1	1	2	2	1
調理員数	21	19	19	19	19	19	19	19	11	3	19	19	11	11	2	2	1
配送車台数	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	1	1	1
配膳	1号	2号	2号(2回目)	3号	3号(2回目)	1号	1号(2回目)	2号	2号	1号	1号(2回目)	2号	2号	2号	3号	1号	1号
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低
コンテナ数	3	3	4	4	4	6	4	5	4	3	2	3	3	2	5	4	4
コンテナ合計数	24	24	28	28	24	19	19	19	22	22	28	28	28	28	9	9	9
消毒保管庫数	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
予備コンテナ数	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
コンテナ消毒器数	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	652	7829	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177	7177

箱数可搬コンテナ
 箱数可搬コンテナ
 RDとの比較 ○:減少 ●:増加

黄色: 箱数可搬コンテナ
 青: 箱数可搬コンテナ
 RDとの比較 ○:減少 ●:増加

令和7年度	北部学校給食センター				南部学校給食センター				中部学校給食センター							堀金学校給食センター	
	穂高北小	穂高南小	穂高東中	穂高西小	穂高西中	豊科南小	三郷中	三郷小	明南小	明北小	豊科北中	豊科北小	豊科南中	豊科東小	明科中	堀金小	堀金中
児童生徒数	523	588	460	440	387	680	505	895	178	77	378	521	348	137	168	372	233
合計	2,398				2,080				1,807							605	
教職員数	53	44	45	34	41	48	49	66	26	17	39	43	32	22	25	35	33
各センターの給食提供数	217				163				204							68	
学級数	2,615				2,243				2,011							673	
特別支援学級	17	18	14	14	11	22	14	26	7	6	11	17	12	6	6	12	8
学級数	5	5	4	3	4	6	6	9	3	2	5	7	4	5	3	3	3
待支援学級	17	18	14	14	11	22	14	26	7	6	11	17	12	6	6	12	8
職員数	2	2	2	1	1	2	2	2	1	0	2	2	1	2	1	1	1
職員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アレルギー対応食数	2	2	0	5	2	5	1	5	2	0	3	4	1	1	2	2	1
栄養教諭・栄養士数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
調理員数	21	21	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
配達車台数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
配達車	1号	2号	2号(2回目)	3号	3号(2回目)	1号	1号(2回目)	2号	1号	1号(2回目)	1号	2号	2号(2回目)	3号	3号	1号	1号
低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増
可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能
コンテナ数	3	3	4	4	4	6	4	5	3	2	4	3	4	2	2	4	3
コンテナ合計数	24				18				23							7	
消毒保管庫最大数	28				24				28							80	
予備コンテナ数	4				6				5							1	

R3との比較 ○：減少 ●：増加

額 減 可 能 コ ン テ ナ

コンテナ数 72
コンテナ合計数 72
消毒保管庫最大数 80
予備コンテナ数 16

令和9年度の児童生徒数(推計値)をもとにした学校給食センターの運営シミュレーション

数字は令和9年5月1日現在をもとにした推計値 (R4.1.31)

令和9年度 学校名	北部学校給食センター				南部学校給食センター				中部学校給食センター						堀金学校給食センター			
	穂高北小	穂高南小	穂高東中	穂高西小	穂高西中	豊科南小	三郷中	三郷小	明南小	明北小	豊科北中	豊科北小	豊科南中	豊科東小	明科中	堀金小	堀金中	
児童生徒数	422	571	470	439	354	635	462	844	163	67	342	510	363	97	143	335	213	
教職員数	53	44	45	34	41	48	49	66	26	17	39	43	32	22	25	35	33	
各センターの給食提供数	2,177				1,665				2,044						68			
学級数	2,473				1,889				2,104						616			
食缶数	210				75				210						37			
アレルギ-対応食数	17				1				1						1			
栄養教諭・栄養士数	3				3				3						2			
調理員数	19				19				19						11			
配送車台数	3				2				3						1			
配送車	1号				2号				1号				1号				1号	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低	
コンテナ数	3	2	3	3	4	4	3	3	3	2	4	3	3	4	2	2	2	
コンテナ合計数	22				18				4				4				7	
消毒保管庫最大数	28				24				28				28				70	
予備コンテナ数	6				6				5				5				1	
注: 黄色が「積込可能コンテナ」、青が「低」、赤が「高」。○: 減少、●: 増加。 RSとの比較																		

改訂「安曇野市学校給食理念（目標）」（案）

平成20年2月 日制定・令和4年4月 日改訂
安曇野市教育委員会

安曇野市学校給食センターでは、学校給食法第1条及び第2条に定める学校給食の目的や目標を達成するため、『安曇野市学校給食の理念（目標）』を制定します。

1 安全・安心でおいしい給食づくり

学校給食衛生管理基準に遵守した衛生管理を行うとともに食品の安全性の確認を徹底します。

2 食育の推進

給食を通して、児童生徒や保護者に健全な食生活の大切さ、食文化などを積極的に伝えていきます。

また、食材の生産、加工、調理等に係わる人との交流を通して、食に携わる人や命に思いを寄せる心を育む取り組みを積極的に行います。

3 地産地消の推進

安曇野産及び長野県産の食材を積極的に取り入れ、米はすべて安曇野産を使用します。

4 丁寧な調理の実施

素材の味を生かした献立づくりを心がけ、丁寧に調理を行います。

5 季節感のある献立や地域の伝統食の提供

旬の食材を積極的に取り入れ、「安曇野の日」には、地域の伝統食や季節の行事食などを提供します。

6 栄養バランスの取れた給食の提供

成長期の児童生徒にあわせた栄養バランスのとれた献立を作成します。

適正な塩分に留意し、食物繊維の多い食材の利用を心がけます。

また、家庭では調理されにくい食材も取り入れます。

7 環境に配慮した給食運営

「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識して、調理場及び学校とともに地球環境への負担軽減に積極的に取り組みます。

様式第 2 号 (6 関係)

令和 3 年度 第 6 回安曇野市学校給食センター運営委員会 会議概要

- 1 審議会名 第 6 回 安曇野市学校給食センター運営委員会
 2 日 時 令和 4 年 1 月 31 日 (月) 午後 7 時 00 分から午後 8 時 30 分まで
 3 会 場 安曇野市役所本庁舎 4 階大会議室
 4 出 席 者 出席者 9 名 内山委員長・横内副委員長・堀金委員・横内委員・常田委員
 ・高橋委員 油井委員・嶋田委員・須澤委員・横林委員
 5 市側出席者 橋渡教育長・平林教育部長・沖学校教育課長・小笠原給食センター長・瀧堀金学
 校給食センター所長・丸山南部学校給食センター所長・小穴北部学校給食センタ
 ー所長
 6 公開・非公開の別 公 開
 7 傍聴人 6 人 記者 0 人
 8 会議概要作成年月日 令和 4 年 2 月 7 日 担当 中部学校給食センター所長 小笠原

協 議 事 項 等

会議の概要

- 1 開 会 (横内副委員長)
 2 委員長あいさつ (内山委員長)
 3 教育長あいさつ (橋渡教育長)
 4 報告事項
 (1) 第 5 回学校給食センター運営委員会議事録について 資料 1
 (2) 令和 3 年度第 1 回安曇野市総合教育会議の概要について 資料 2
 (3) 生産者の声について 資料 3
 資料説明 (事務局：小笠原給食センター長)

5 諮問審議

- (1) 給食センターの方向性のまとめに向けて (観点の整理) 資料 4
 資料説明 (事務局：小笠原給食センター長)

諮問について協議

- 委員 資料「給食センターの運営状況」で配送車と配送時間について、学校の給食時間はバラ
 バラなのか。
 事務局 各学校の給食時間に合わせて配送している。なるべく早く配送できるよう考えている。
 委員 資料によると配送時間に 50 分の差がある。各学校は給食時間が違うと考えてよいか。
 委員長 現場の方が知っている。おそらく小中学校も 12 時 20 分時から 11 時 50 分の間。遅いところ
 で 12 時 35 分から 40 分位だと思う。
 委員 令和 9 年度までの児童生徒数 (推計値) をもとにした学校給食センターの運営シミュレー
 ションは、何を言いたいのか、わからない。
 教育長 令和 4 年度には豊科南小学校が 1 クラス増加することが確認されている。令和 3 年度現
 在、豊科南小学校に配送するコンテナは 6 機で満杯で配送している。それが 1 学級増にな
 るということは 1 学級分が配送できなくなる。そのために配送車を 1 台購入して 1 クラス
 分を運ぶ方法がある。今後豊科南小が毎年 1 クラス増えるということであれば選択肢の一
 つになる。
 しかし、毎年豊科南小が増えていくわけではない。工夫をして経費をかけずにできる方
 法を南部センターに考えてもらっている。空いている別のコンテナ車に豊科南小の 1 クラ
 ス分を入れ、順路を工夫することによって現状の台数で対応でき、効率よく経済的にでき
 る、そういった視点でこの資料を作成した。

南部、北部、中部センターには消毒保管庫があるが、各センター仕様が違うため配送先の学校を入れ替える場合に、保管庫に入れる余裕数がないとできない。冬場は温度が低いと配送中に冷めてしまうことがあるが、消毒保管庫は、高温で汁缶・食器を温めておく機能があるので、温かい状態で配送ができる。給食センターの設備を最大限活用して、配送車の数・ルート・配送順などを配慮することが効率のいい給食運営になるのではないかと。そういった点も大事ではないかと思ひ資料を提示した。

委員 理念の改正についての資料説明はないのか。

事務局 協議事項終了後に説明し、次回運営委員会時にご意見をいただく予定となっている。

委員 今回資料が多く短期間で読み込むことが大変。事前に配布願いたい。一年だけで議論をまとめて給食センターの統廃合を決めることは無理があると思う。ワーキンググループなど専門的な人を集めて何年かかけてじっくり議論して決めた方が良いと思う。効率化というがセンターの小規模施設化、ダウンサイジングした試算がない。総合的に判断材料とすべきである。

3センター化した場合、堀金センターに農産物を提供している農家、こどもたちへの教育にも大きな影響があると思う。理念に一番近い地産地消をしているセンターが堀金だと私は信じている。理念に近づけるセンターづくり、南部・北部・中部センターの問題点など議論されていない。いろんな面から議論して決めていくべきである。堀金の市民の意見を無視されていて、ここにいる人たちで決めるのは違うのではないかと思う。

委員 今まで開催された説明会で市民の意見は多く聞いていると思うのでそれは違う。市はどうしたいのか。はっきり言ってもらった方が我々は言いやすい。そろそろはっきりと市の方針をだして欲しい。

教育部長 市の方針は運営の改革は不断に必要。本日示した小中一貫教育の推進を市として取り組んでいく。あらためて市民説明会の資料を見ると、同じセンターで同じ小中学校の給食を提供することがベストであると思う。なぜなら小中一貫教育の中で食育教育に関してもやりやすい。またアレルギー対策でも同じセンターであれば同じ食材を扱い、情報共有もでき、保護者のみなさんにさらに安心感が得られる。現在、南部給食センターは三郷小・中・豊科南小に提供している。豊科南小の同じ学区の豊科南中は中部給食センターが提供している。これは先ほど示した理念と少し違ってきていることがはっきりした。豊科南小と豊科南中を同一センターで提供する場合に我々はどのようなことを考えればよいかということになる。

教育長 報告事項で申し上げた市の総合教育会議で決定したことは、市の教育行政の中で非常に重いものとする。小中一貫教育が今後の安曇野市の将来構想の中で非常に大事だと打ち出されたので、それに沿って学校給食の在り方を考えていきたい。部長が申した豊科南小と南中が分かれている現状を早期に解決したい。つまり中学校区の学校は同一センターで提供できることを効率な運営、何年までに集約するという前に手をつけたいということが市の方針である。

委員長 小中一貫教育を進めていくにあたって食育を重要に考えている。食育を進めて行くのに豊科南小・南中が別のセンターではどうか、と教育委員会の中で疑問がある。堀金小・中を他のセンターに吸収する場合にバラバラに単なる数合わせではないということなのか。

教育長 そのとおりである。

委員 堀金給食センターの機器の更新時期や耐用年数は。

事務局 市民説明資料によると令和3年度から更新が必要として計画があった。集約化のこともあり現在は保留している。耐用年数は15年から20年である。現在は修繕対応としている。

委員 資料「児童生徒数(推計値)」をもとにした「学校給食センターの運営シミュレーション」によると令和7年度と9年度に堀金給食センターで給食を提供するようになっているが、

その間に厨房機器を更新する可能性もあるし、集約するから更新しない、今現在どちらも決まっていないということか。

事務局 耐用年数が基本的に来ているので、修繕では対応できなくなる時期が来ることは考えられる。

委員 先ほど耐用年数15年から20年と言っていたが、令和何年となるのか。

事務局 堀金学校給食センターは平成17年4月に稼働したので、令和2年度から7年度となる。

委員 小中一貫教育のために小・中学校同じ給食センターで給食を提供したいと説明された。給食センター間で違いがあってはならないので、同じ給食センターにしなければならないことは理解できない。給食の配送先は地理的な要因を加味してもよいのではないか。

教育長 堀金給食センターで行われた生産者との交流会など、小学校はここまで、中学校はここまで修了するなどの利点があり同一センターにすることによりそういった食育ができるようになる。またアレルギー食は子供たちの命に係わり、同一センター・同じ小中学校にすると情報共有ができ安心感が増す。これらは重要な部分と捉えている。

委員長 今までの議論・経過を鑑みながら答申案のたたき台を事務局が作成し、それを討議したいかがいかか。

委員 保冷庫の増設費用と堀金給食センターを維持する費用との議論が必要。ここで議論が煮詰まらず先送りになったら、今までなんだったと思ってしまう。市はこうしたいと言って欲しい。それに対してどう議論するかだと思う。

委員 堀金給食センターを残すには、堀金以外の市民が堀金給食センターを残した方がよいと言っただけないといけない。令和7年から9年にかけて急激に学級数が減少するため、向こう10年間を考えないと学校経営が立ち行かないと思っている。検証して学校も変わらなければいけない。減らすものは減らし、良いものは減らす中でできる方法を考えなければならない。正直新しいものはできない。たたき台があってそれぞれの視点で話すことが大事なこと。

委員 安曇野市が掲げる給食の理念にどうすれば近づけるかという視点で議論すればよいと思っている。

委員長 今までの議論を踏まえて事務局でたたき台を作っていていただく。それについてもう一回ご意見をいただくことでよいか。

〈異議なし〉

6 その他

委員長 今後の予定等含めて事務局より説明を求める。

事務局 安曇野市学校給食の理念の改訂の進め方について説明。

次回運営委員会に答申案を示したい。

日程については2月下旬を予定している。

7 閉会 (横内副委員長)

